令和6年度 第1回三重県障害者自立支援協議会事項書

日時:令和7年1月28日(火)9:30~11:30

"場所:三重県勤労者福祉会館6階講堂

- 1 あいさつ
- 2 報告・協議
- (1)「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の年次報告について【資料1】
- (2) 各部会等からの報告について

①医療的ケア課題検討部会	資料2】
②人材育成検討部会	資料3】
③相談支援体制検討会議	資料4】
④地域移行課題検討部会	資料5】
⑤精神障がい者地域移行・地域定着推進連絡会 【	資料6】

- (3) 障がい者差別解消に係る取組状況について 【資料7】
- (4) 障がい者虐待の状況について【資料8】
- (5) その他

三重県障害者自立支援協議会委員

	氏	:名	区	別	所《属
1	寺田	浩和		精神	社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会
2	松村	裕子		3障がい	志摩市障がい者相談支援センターこだま
3	北档	好史	相談支援	知的	三重県自閉症・発達障害支援センターれんげ
4	山川	紀子		身体	三重県済生会明和病院なでしこ
5	坂口	健一郎		身体	三重県身体障害者総合福祉センター
6	宮原	香奈子		身体・知的	特定非営利活動法人あいあい
7	草深	貴司	サービス	3障がい	社会福祉法人永甲会 エビノ園
8	下口	公未佳	事業者	障がい児	社会福祉法人いなほ福祉会
9	辻 哨	集可		精神	社会福祉法人フレンド
10	藤田	典子	保健医療		公益社団法人三重県看護協会
11	荒田	誠司	教育		特別支援学校教頭会(城山特別支援学校)
12	奥野	育子	企業	-	IXホールディングス株式会社
13	佐野	健治	団体	~	特定非営利活動法人夢想会
14	宮村	孝博	n.t.	.	UD夢ネット 亀山
15	佐藤	竜		がい 事 者	NPO法人ピアサポートみえ
16	上西	裕也			名張市手をつなぐ育成会
17	佐野	匡史	行政	<u>-</u>	亀山市地域福祉課
18	直江	和哉	11区	-	紀北町福祉保健課
19	長友	薫輝	学識	-	佛教大学 社会福祉学部
20	藤井	由紀子	その他	-	三重県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあみえ

スーパーバイザー

	氏名	圈域	所属
1	中村 弘樹	桑名員弁	障がい者総合相談支援センターそういん 障害者就業・生活支援センターそういん
2	中川 義文	桑名員弁	社会福祉法人桑名市社会福祉協議会
3	田中宏幸	四日市	田中宏幸社会福祉事務所
4	森 徹雄	鈴鹿亀山	社会福祉法人ジェイエイみえ会 さんさん
5	後藤 勇介	津	社会福祉法人聖マッテヤ会 津地域障がい者就業・生活 支援センター「ふらっと」
6	島優子	松阪多気	社会福祉法人愛恵会 相談支援事業所こだま
7	市川 知恵子	伊賀	社会福祉法人名張育成会
		·	

事務局

	所属	電話番号
1	子ども・福祉部障がい福祉課 地域生活支援班	059-224-2215
2	子ども・福祉部障がい福祉課 サービス支援班	059-224-2266
3	子ども・福祉部障がい福祉課 社会参加班	059-224-2274
4	医療保健部健康推進課 精神保健班	059-224-2273
5	こころの健康センター	059-223-5243

「みえ障がい者共生社会づくりプラン」 の年次報告について

三重県障がい者施策年次報告書

(概要)

令和7年1月

障がい福祉課

三重県障がい者施策年次報告書(概要)

「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念として、令和3年3月に策定した「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(計画期間:令和3年度~令和5年度)の令和5年度における取組結果について報告します。

<目次>		
施策体系1 多様性を認め合う共生社会づくり	1	
1 権利擁護の推進	1	
2 障がいに対する理解の促進	2	
3 情報アクセシビリティの向上と社会参加の環境づくり	3	
施策体系2 生きがいを実感できる共生社会づくり	4	
1 特別支援教育の充実	4	
2 就労の促進	5	
3 スポーツ・芸術文化活動の推進	6	
施策体系3 安心を実感できる共生社会づくり	7	
1 地域移行・地域生活の支援の充実	7	
2 福祉と医療などが連携した支援の充実	8	
3 防災・防犯対策の充実	9	
数值目標 等 進捗状況	11	

1 権利擁護の推進

目標項目	現状値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
	(令和元年度)	実績値	実績値	実績値	目標値
障害者差別解 消支援地域協 議会設置率	63.3%	80%	80%	80%	100%

令和 5 年度の取組概要

- ・障がい者差別解消専門相談員を設置し、障がい当事者や家族等からの相談に対応しました。(相談件数 71 件)
- ・相談事例や合理的な配慮の好事例などについて、関係機関で構成する三重県障がい者 差別解消支援協議会で情報共有、検証を行いました。(協議会開催 1 回)
- ・こころのバリアフリーセミナーを開催し、相談対応事例について情報共有、検証等を行いました。
- ・障害者差別解消法が一部改正され、令和6年度から事業者の合理的配慮の提供が法的義務となることから、障がい者差別解消啓発推進員を配置し、アウトリーチによる事業者への周知・啓発を進めました。(訪問件数:173件)
- ・障害者虐待防止・権利擁護研修を開催し、共通講義 775 名、障害福祉サービス事業所管理者等コース1部 298 名、2部 157 名、市町及び障害者虐待防止センター職員コースを15 名が受講しました。
- ・障害者福祉施設従事者等による虐待事案について、調査及び指導を行い、施設・事業者に対し改善策の提出を求めました。また、その改善策に基づく再発防止の取組が適切になされているか施設・事業所に確認を行いました。
- ・障害者福祉施設従事者等による虐待事案について、専門家チーム会議で有識者からの技術的助言を、障害福祉サービス事業者への指導や市町に対する助言等支援の参考としました。
- ・ヘルプマークの作成や普及啓発を進めるためクラウドファンディングを実施し、目標金額 15 万円を超える賛同を得ることができました。
- ・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに向け、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき公共的施設の設計段階で事前協議を受け、審査、指導を行い、完成した公共的施設(75件)に対して適合証を交付しました。また、県や市町の担当者会議や、事業者向けの研修会等でユニバーサルデザインの考え方等について説明を行いました。
- ・各選挙の際に使用した投票所や期日前投票所において、段差のある場所や入口と同一フロアにない場所への対策として、市町選挙管理委員会に対し、スロープの設置、昇降機のある場所の選定、人的介助などの手法等を働きかけ、投票環境の改善を図りました。

2 障がいに対する理解の促進

目標項目	現状値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
	(令和2年度)	実績値	実績値	実績値	目標値
障がい者に対する理解が進んでいると感じる県 民の割合	79.1%	79.0%	80.7%	52.8% ※1	85.0%

|令和5年度の取組概要|

- ・内閣府との共催により障害者週間に合わせて「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を募集し、障がいに関する普及・啓発を行いました。
- ・「差別をなくす強調月間」及び「人権週間」の期間を中心に、関係機関と連携して差別解消3法や差別解消条例のチラシを配布するとともに、県広報誌や新聞により周知しました。
- ・人権センター、商業施設で、障がい者の人権についてのパネル展示の実施、人権センターにおいて、障がい者の人権をテーマに相談員を対象としたスキルアップ講座及 び県民人権講座を開催しました。
- ・身体障害者相談員等障がい福祉に携わる関係者を対象とした研修会を開催し、70名が参加しました。
- ・小中学校を訪問し、地域で生活する視覚障がい者の話や、盲導犬についての話を通じ、視覚障がい者への理解の促進を図りました。(訪問数 10 校、対象生徒数 1,260名)
- ・小中学校において、パラスポーツ選手の講話と実演、地域の介護福祉施設で働く職員からの話などを通じて、障がいや福祉について理解を深めました。また、アイマスク体験、高齢者との交流など、体験を通じた学習を実施しました。 (福祉に関する学習(ボランティア活動を含む)に取り組んだ小中学校・・・488 校中399 校)
- ・共生社会の実現に向けて、子どもの学齢に応じて系統的に作成した人権学習指導 資料を活用し、障がい者の人権に係わる問題を解決するための学習に取り組みまし た。
- ・学校の長期休業期間に、障がい者の人権問題を解決するための学習を促進するため、人権学習指導資料を用いた研修を実施しました。また、教職員が障がいの社会モデルの考え方を理解し、当事者視点を大切にした合理的配慮の必要性について学びました。

3 情報アクセシビリティの向上と社会参加の環境づくり

目標項目	現状値 (令和元年度)	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 実績値	令和5年度 目標値
視覚・聴覚障がい 者の活動支援に係 る人数	767人	301人	711人	1,141人	1,140 人 (累計)
遠隔手話通訳サー ビスの利用件数	- 件 (令和2年度)	2件	2件	2件	100件

令和5年度の取組概要

- ・三重県視覚障害者支援センターで歩行訓練、身辺・家事管理に関する指導、コミュニケーション手段としての点字研修等を実施し、582 名の参加がありました。
- ・視覚障がい者一人ひとりの生活実態に合わせた形で居住する地域で歩行訓練等を 行うなど、在宅生活における適応力の向上に努めました。
- ・点字図書やデイジー図書等の製作や貸出を行うとともに、点訳・朗読奉仕員の養成のための講習を行いました。
 - ○点字図書 作成数 240、貸出数 605
 - ○デイジー図書 作成数 58、貸出数 10.581
 - ○点訳奉仕員養成講習会 延べ参加人数 526 名
 - ○朗読奉仕員養成講習会 延べ参加人数 369 名
- ・三重県聴覚障害者支援センターにおいて、手話通訳者等スキルアップ研修や聴覚 障がい者の日常生活に関する相談、補聴器などの聞こえの悩みの相談を行いまし た。
- ・字幕映像ライブラリーを 24 本製作するとともに、聴覚障がい者等に 308 件の貸出を行いました。
- ・聴覚障がい者の情報・コミュニケーション支援を行うため、手話通訳者・要約筆記者の養成を行い、手話通訳者養成講座に 18 名、要約筆記者養成講座に 7 名、盲ろう者通訳介助員養成講座に 5 名が受講しました。
- ・聴覚障がい者等を対象に情報支援機器の貸出(154件)等を行いました。
- ・盲導犬を1頭育成し、希望するユーザーに貸与しました。
- ・バリアフリー観光調査の結果を三重県、観光三重、伊勢志摩バリアフリーセンター及び日本バリアフリー観光情報のホームページへ掲載し、周知を図りました。
- ・観光施設等のバリアフリーおよび外国語対応調査とアドバイスを 11 施設で実施するとともに、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の認定施設数を増加させることを目的に研修会を県内3地域で実施し、34事業者が参加しました。

生きがいを実感できる共生社会づくり

1 特別支援教育の充実

施策体系2

口捶话口	現状値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
目標項目	(令和元年度)	実績値	実績値	実績値	目標値
特別支援学校 における交流 および共同学 習の実施件数	851 回	524 回	756 回	846回	950回

令和5年度の取組概要

- ・市町教育委員会の就学支援担当者を対象にした連絡会を実施し、パーソナルファイルの活用と学校間での支援情報の引継ぎや個別の指導計画等の作成を働きかけました。 市町就学支援担当者連絡会 年3回実施
- ・パーソナルファイルの普及の状況を市町教育委員会を通じて把握するとともに、活用の促進を働きかけました。
- ・高等学校の特別支援教育コーディネーター会議を開催し、中学校から引き継がれたパーソナルファイル等の効果的な活用について説明しました。
- ・特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、民間企業等の総務・人事部門 での勤務経験が豊富な人材を配置し、生徒一人ひとりの状態にあった業種・業務と必 要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行いました。
- ・特別支援学校において、特別支援学校版キャリア教育プログラムを活用し、計画的・ 組織的なキャリア教育を進めるとともに、清掃技能検定、看護・介助業務補助技能検 定を実施しました。
- ・通級による指導担当教員等研修講座を実施し、発達障がい支援に係る専門性の向上と指導者の育成を図りました。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒が身体的に安定した状態で教育活動に参加でき、付き添う保護者の負担が軽減されるよう、特別支援学校に常勤講師(看護師免許所有)17名を配置し、医療的ケアを実施しました。

医療的ケア実施校 9校

看護師配置数 20名(特別支援学校教諭(自立活動)3名、常勤講師17名)

- ・特別支援学校に在籍する児童生徒の通学手段としてスクールバスを運行することで、児童生徒及び保護者の通学に係る負担を軽減し、安全で身体的に安定した状態で通学し、学校教育を受けることができました。
- ・盲学校および聾学校について、新たな校舎の建築に係る設計を行うとともに、寄宿 舎を建設しました。

2 就労の促進

目標項目	現状値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
	(令和元年度)	実績値	実績値	実績値	目標値
一般就労へ 移行した障 がい者数	401人	396人	-339人	357人	524人

令和5年度の取組概要

- ・三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク(登録企業数 370 社(令和 6 年3月 31 日現在))において、メールマガジンの発行(毎月)により登録企業に情報提供を行うとともに、障がい者雇用に関するセミナーや企業等との交流会への参加について呼びかけました。
- ・ステップアップカフェ「だいだい食堂」を活用し、企業や県民が障がい者雇用に関する理解を深めることができるようステップアップ大学を開催しました。
- ・三重労働局と連携して、障がい者を対象とした就職面接会を実施しました。 (参加企業 163 社、求職者 392 人(うち就職者 88 人))
- ・福祉事業所で共同して受注、品質管理等を行うことを目的とした共同受注窓口事業を支援することにより、福祉事業所の受注の機会を確保するとともに、工賃等の向上に取り組みました。(共同受注窓口売上実績:59,480 千円)
- ・就労系障害福祉サービス事業所を対象に開催する工賃向上のための研修会やコンサルタント派遣による作業内容・工程の見直しなどの支援を行うなど、工賃等の向上に取り組みました。
- ・三重県障がい者就農促進協議会と連携し、農業ジョブトレーナー養成講座を実施しました(26 名修了)。
- ・農福連携の現場で実務的なアドバイスを行う農福連携技術支援者(農業版ジョブコーチ)の認定に必要な研修及び修了試験を実施しました(20 名認定)。
- ・水産業分野への障がい者の就労を促進するため、水産関係者等と福祉事業所等とのマッチングを担うコーディネーター3名の活動を支援した結果、カキ養殖用ロープの釘抜き作業やカタクチイワシの総菜用加工作業など5件の取組が行われました。
- ・障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、障害者就労施設等への調達拡大に向けて全庁的に取り組むとともに、市町にも働きかけました。(県の調達実績:79,041 千円)

3 スポーツ・芸術文化活動の推進

目標項目	現状値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
	(令和2年度)	実績値	実績値	実績値	目標値
障がい者スポ ーツに関心が ある県民の割 合	49.4%	56.1%	50.8%	26.7% ※1	62.0%

令和 5 年度の取組概要

- ・障がい者のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図るため、三重県障がい者 スポーツ大会(フライングディスク、陸上競技、ボウリング、卓球、ボッチャ、精神障が い者バレーボール)および三重県ふれあいスポレク祭を開催しました。
- ・選手数の少ない競技を中心に選手の発掘に取り組むとともに、選手や競技団体の育成に取り組みました。
- ・障がい者スポーツを推進する拠点として、「三重県障がい者スポーツ支援センター」 を運営し、県民や企業等からの相談にワンストップで対応する「障がい者スポーツコ ンシェルジュ」を配置しました。
- ・障がい者スポーツの普及・啓発を図るため、市町や小学校など、地域における障がい者スポーツ教室や体験会などへの障がい者スポーツ指導員等の派遣を支援しました。
- ・障がい者スポーツ指導員、障がい者スポーツトレーナーの養成に取り組みました。
- ・国際大会や全国大会で優秀な成績を収めたパラアスリートに、三重県スポーツ特別 功労賞および三重県スポーツ優秀賞(各1名)を授与しました。
- ・「三重県障がい者芸術文化祭」(令和 5 年 12 月 1 日、2 日)を開催し、522 点の作品出品があり、1,579 人の来場がありました。また、18 団体がステージ発表を行いました。
- ・「みえアールブリュット 2024」と題した障がい者芸術文化祭受賞作品と県内のアーティストの作品を展示する展覧会を令和 6 年1月から2月にかけて県内2か所で開催し、634 人の来場がありました。
- ・見えない人も聞こえない人も、見える人も聞こえる人も一緒に楽しめる3つの鑑賞サポート(舞台手話通訳、字幕、音声ガイド)付き演劇「メゾン」を三重県文化会館で上映しました。演劇鑑賞の前に「鑑賞サポートワークショップ」を実施し、鑑賞サポートの具体的な知識、接客を学ぶワークショップにより誰もが楽しめる演劇鑑賞の整備に取り組みました。

施策体系3 安心を実感できる共生社会づくり

1 地域移行・地域生活の支援の充実

目標項目	現状値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
日际項目	(令和元年度)	実績値	実績値	実績値	目標値
地域生活移 行者数	31人	12人	26人	35人	111人

令和5年度の取組概要

- ・圏域の自立支援協議会の活性化に向けて、スーパーバイザーを設置し、圏域で地域移行に取り組める体制づくりを支援しました。
- ・重層的で途切れのない相談支援体制を構築するため、相談支援従事者初任者研修と現 任研修において地域実習を行い、地域における人材育成を推進しました。
- ・相談支援体制検討会議を行い、基幹相談支援センターの役割や設置プロセス、設置状況 等について検討や情報交換を行うとともに、研修会を開催しました。(市町職員 44 名、 相談支援センター職員 153 名、県職員 3 名 合計 200 名参加) (基幹相談支援センター設置市町数:16市町)
- ・高次脳機能障がい者及びその家族の地域生活を支援するために必要な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実及び医療機関、施設等で高次脳機能障がい者の支援に携わる者に対する研修等を実施しました。(相談件数:1,211 件、地域支援セミナー:1回、講習会:1回)
- ・障がい者が地域において自立した生活を送ることができるよう、居住の場や日中活動 の場の整備を促進しました。(グループホーム:2 か所、生活介護事業所:1か所)
- ・自閉症・発達障害支援センターにおいて、行動障がいのある障がい者の特性に応じた相談支援を実施しました。(相談支援延件数 R5:14,337 件)
- ・強度行動障がい支援者養成研修を実施し、行動障がいのある障がい者の特性に応じた支援が可能な支援者の養成及びそのスキルアップを行いました。(R5基礎研修:160人受講、実践研修 109人受講)
- ・県内の高等学校において、北勢、中勢、南勢、伊賀のそれぞれの地域で介護福祉士養成校を設置し、介護福祉士を養成しました。なお、令和5年度の養成校(朝明、みえ夢学園、明野、伊賀白鳳)の介護福祉士国家試験の合格率は 93.9%でした。
- 三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づき、相談支援従事者初任者研修 (89 人修了)、相談支援従事者現任研修(141 人修了)、サービス管理責任者・児童発 達支援管理責任者基礎研修(296 人修了)、サービス管理責任者・児童発達支援管理 責任者実践研修(270 人修了)、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新 研修(369 人修了)を開催し、人材育成に努めました。

2 福祉と医療などが連携した支援の充実

		現状値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
目標	票項目	(令和元年度)	実績値	実績値	実績値 ※2	目標値
精神 病床	入院後3 か月時点	70.4%	70.8%	76.3%	62.2% (参考值R2年度)	69.0%
にお ける	入院後6 か月時点	80.6%	82.7%	84.2%	78.5% (参考值R2年度)	86.0%
早期 退院 率	入院後1 年時点	84.3%	87.0%	88.9%	86.2% (参考值R2年度)	92.0%

令和5年度の取組概要

- ・新生児に対し先天性代謝異常等検査(20 疾患 10,219 人)を実施し、先天性代謝異常等を早期に発見し治療につなげることで障がいの予防に努めました。
- ・県内6か所の児童相談所において、肢体不自由、視聴覚、言語発達、重症心身、知的障がい等の障がい相談に対応しました。
- ・保健所において、精神疾患の疑いのある者や精神障がい者、その家族、関係者を対象 に、保健師、精神保健福祉士等が相談支援を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を行 いました。

(電話相談:5,776件 来所相談:338件 訪問相談:822件)

- ・3カ所の障害保健福祉圏域にピアサポーターを配置して、体験談を語るなど退院意 欲向上のための退院支援プログラムを行いました。(ピアサポーター人数:11 人、活動回数:10 回)
- ・障害保健福祉圏域の地域精神保健福祉連絡協議会において、関係機関が連携して地域の特性に応じた精神保健医療福祉に関する課題共有、課題解決を図りました。 (会議開催数:13 回)
- ・令和4年4月に開設した三重県医療的ケア児・者相談支援センターにおいて、センター本部では、家族等からの相談に応じ、情報提供や助言等を行うほか、地域ネットワークの支援や医療的ケアに関する研修等を実施しました。

(医療的ケア児・者コーディネーター養成研修修了者:46 名)

- ・在宅の重症心身障がい児(者)及びその家族の生活を支援するため、相談支援に応じるとともに、療育機関等福祉サービスの情報提供を行いました。(医療的ケア児・者及び重症心身障がい児(者)相談支援センター:5か所)
- ・自閉症等の発達障がいを有する障がい児(者)に対する総合的な支援を行う地域の拠点として、自閉症・発達障害支援センターを設置し、発達障がい児(者)及びその家族からの相談に応じ、適切な指導、助言を行いました。また、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、地域支援機能の強化を図りました。

(白閉症・発達障害支援センター:2か所、発達障害者地域支援マネージャー:3人)

3 防災対策の推進

目標項目	現状値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
	(令和2年度)	実績値	実績値	実績値	目標値
三重県災害 派遣福祉チ ーム(三重県 DWAT)登 録員数	45 人	74人	98人	142人	160人

令和5年度の取組概要

- ・すべての市町で作成が完了した避難行動要支援者名簿に基づき、関係者への名簿 情報の提供や名簿情報に基づく個別避難計画の策定について、市町を訪問し、働 きかけや助言を行いました。
- ・個別避難計画作成について福祉関係者の参画を促すため、福祉関係団体等への訪問や福祉関係者等が集まる会議や研修等において、個別避難計画作成の趣旨や課題等について説明を行い協力依頼を行いました。
- ・福祉避難所について、市町担当者会議における説明や、設置・運営に関する実務研修の開催など、設置促進に向けた働きかけを行いました。令和5年度末において、運営マニュアル策定施設数は233施設(48.7%)となりました。
- ・各消防本部や関係機関と連携し、広報媒体(テレビ等)の活用やイベント等において 住宅用火災警報器の普及啓発を行いました。
- ・避難確保計画の作成においては、市町等防災対策会議や市町担当者会議等で、県 関係部局とも連携しながら関係市町へ促進に向けた働きかけや支援、助言を行い ました。こうした結果、洪水浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用 施設における作成率は、令和 5 年度末時点で 92.6%となりました。
- ・社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)策定研修会を開催しました。
- ・三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWAT)の養成研修を行い、新たに 44 名を登録しました。
- ・県警ウェブサイトについて、掲載情報が増加し、必要な情報を取得しにくい状況であったため、重要な掲載情報は中央部に配置して分かりやすく表示するなど改修しました。
- ・聴覚や言語に障がいのある人のための緊急通報手段として「110番アプリシステム」「ウェブ 110番」及び「ファックス 110番」を運用し、その利用方法について県警ウェブサイトへの掲載やラジオ放送による周知を実施しました。

※1 県で実施している e-モニターアンケートの結果を記載しているが、令和 5 年度から 民間モニター会社へ委託して実施していることから、令和4年度までの実施方法とは異なっており、数値は参考値となります。

※2 令和3年度、令和4年度については、三重県独自調査で集計していましたが、 全国や他県との比較が出来ないため、令和5年度から国が集計している値を採用することとしました。そのため、参考値として記載しています。

数值目標等進捗状況

1 計画における数値目標の進捗状況

			現状値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
施策体系	目標	票項目 	(令和元年度)	実績値	実績値	実績値	目標値
	障害者差別解消支	援地域協議会設置率	63.3%	80%	80%	80%	100%
 1 多様性を認め合	障がい者に対する 感じる県民の割合	理解が進んでいると	79.1% (令和2年度)	79.0%	80.7%	52.8% ※1	85.0%
う共生社会づくり	視覚・聴覚障がい者 数	がある。 	767人	301人	711人	1,141人	1,140人
	遠隔手話通訳サー	ビスの利用件数	- 件 (令和2年度)	2件	2件	2件	100件
2	特別支援学校にお学習の実施件数	別支援学校における交流および共同 習の実施件数		524回	756回	846回	950回
と 生きがいを実感 できる共生社会 づくり	一般就労へ移行し	た障がい者数	401人	396人	339人	357人	524人
	障がい者スポーツ 割合	こ関心がある県民の	49.4% (令和2年度)	56.1%	50.8%	26.7% ※1	62.0%
	地域生活移行者数	·	31人	12人	26人	. 35人	111人
3		入院後3か月時点	70.4%	70.8%	76.3%	62.2% (参考值R2年度) ※2	69.0%
安心を実感でき る共生社会づく り	精神病床における 早期退院率	入院後6か月時点	80.6%	82.7%	84.2%	78.5% (参考值R2年度) ※2	86.0%
		入院後1年時点	84.3%	87.0%	88.9%	86.2% (参考値R2年度) ※2	92.0%
	三重県災害派遣福 DWAT)登録員数	祉チーム(三重県	45人 (令和2年度)	74人	98人	142人	160人

2 地域生活移行・就労支援等に関する数値目標の進捗状況(障害福祉計画・障害児福祉計画)

		現状値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
事項	目標項目	(令和元年度)	実績値	実績値	. 実績値	目標値
	【成果目標】					
1 福祉施設入所者の地域生活へ	地域生活移行者数 (令和元年度末入所者数のうち、 地域生活移行した人数)	31人	12人	26人	35人	111人
の移行	施設入所者数減少見込 (令和元年度末比)	21人	29人	47人	64人	49人
	【成果目標】					
	精神病床における65歳以上の1 年以上長期入院患者数	1,527人	1,494人	、 1,431人	1,393人	1,001人
	精神病床における65歳未満の1 年以上長期入院患者数	1,104人	1,067人	1,057人	1,059人	832人
	精神病床における入院後3か月 時点の退院率	70.4%	70.8%	76.3%	63.1% (R2年度入院)	69.0%
2 精神障害にも対応した地域包 括ケアシステムの構築	精神病床における入院後6か月 時点の退院率 ′	80.6%	82.7%	84.2%	78.9% (R2年度入院)	86.0%
コープ・フヘアムV/梅米	精神病床における入院後1年時点 の退院率	84.3%	87.0%	88.9%	86. 2% (R2年度入院)	92.0%
·	圏域ごとの保健、医療、福祉関係 者による協議の場の設置圏域数	9圏域	9圏域	9圏域	9圏域	9圏域
Ś	市町ごとの保健、医療、福祉関係 者による協議の場の設置市町数	29市町	29市町	29市町	29市町	29市町
	精神病床からの退院後1年以内の 地域における平均生活日数	278日 (H28.3月)	322日 (H30参考値)	322日 (H30参考值)	322日 (R2参考値)	316日
	【成果目標】		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
地域生活支援拠点等の整備お	地域生活支援拠点等が整備され た圏域数	1圏域	5圏域	7圏域	7圏域	9圏域
よびその有する機能の充実	地域生活支援拠点等の運用状況 の検証および検討回数	_	_	12回	25回	35回

		現状値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
事項	目標項目	(令和元年度)	実績値	実績値	実績値	目標値
	【成果目標】				-	
	一般就労移行者数	179人	148人	152人	191人	253人
	就労移行支援事業を通じて、一般 就労に移行する者の数	71人	53人	63人	63人	107人
4 福祉施設から一般就労への移	就労継続支援A型事業を通じて、 一般就労に移行する者の数	62人	48人	51人	79人	86人
行	就労継続支援B型事業を通じて、 一般就労に移行する者の数	43人	45人	32人	41人	64人
	就労移行支援事業等を通じて― 般就労に移行する者のうち、就労 定着支援事業を利用する者の率	-	42.2%	50.0%	31.4%	70.0%
	就労定着支援事業所のうち、就労 定着率が8割以上の事業所の率	_	81.3%	77.8%	78.9%	79.4%
	【活動指標】					
	就労移行支援事業および就労継続支援事業の利用者の一般就労 の移行者数	· <u> </u>	146人	146人	183人	257人
	障がい者に対する職業訓練の受 講者数	_	13人	10人	7人	5人
	福祉施設から公共職業安定所へ の誘導者数	-	82人	78人	102人	166人
	福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	_	33人	30人	52人	89人
	公共職業安定所における福祉施 設利用者の支援対象者数		52人	39人	57人	110人
	【成果目標】					
	児童発達支援センターの設置圏 域数	5圏域	8圏域	8圏域	8圏域	9圏域
5	保育所等訪問支援を利用できる 体制が構築された圏域数	7圏域	8圏域	8圏域	8圏域	9圏域
障がい児支援の提供体制の整 備等	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が確保された圏域数	4圏域	6圏域	7圏域	7圏域	9圏域
	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所が 確保された圏域数	6圏域	6圏域	7圏域	7圏域	. 9圏域
6	【活動指標】					
障がい福祉サービス等の質を 向上させるための取組に係る 体制の構築	県が実施する指導監査の結果を 市町と共有する回数		. –	年1回	年1回	年1回

3 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み(活動指標)の進捗状況

(障害福祉計画・障害児福祉計画)

1話 2 5	令和3	3年度	令和4	1年度	令和!	5年度
種類 	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
訪問系サービス						
居宅介護、重度訪問介護、同行援 護、行動援護、重度障害者等包括	60,687時間	64,356時間	69,042時間	64,666時間	72,324時間	67,361時間
支援	2,795人	2,635人	2,880人	2,718人	2,979人	2,836人
日中活動系サービス						
生活介護	87,596人日分	89,660人日分	89,729人日分	86,258人日分	91,883人日分	87,121人日分
工力八陵	4,475人	4,426人	4,569人	4,468人	4,663人	4,518人
自立訓練	929人日分	492人日分	951人日分	528人日分	985人日分	489人日分
(機能訓練)	55人	26人	57人	32人	59人	27人
	2,679人日分	2,138人日分	2,819人日分	1,931人日分	2,980人日分	2,016人日分
(生活訓練)	192人	138人	205人	133人	218人	139人
\$P\$4.50公二士(20	5,596人日分	4,665人日分	6,033人日分	4,342人日分	6,508人日分	3,991人日分
就労移行支援	344人	263人	372人	259人	409人	250人
就労継続支援	30,110人日分	32,227人日分	31,308人日分	31,243人日分	32,560人日分	31,356人日分
(A型)	1,545人	1,582人	1,614人	1,623人	1,687人	1,634人
就労継続支援	74,276人日分	79,130人日分	78,155人日分	76,174人日分	82,423人日分	80,849人日分
(B型)	4,254人	4,352人	4,469人	4,439人	4,698人	4,730人
就労定着支援	117人	117人	134人	120人	163人	121人
療養介護	244人	247人	249人	246人	253人	248人
短期入所(福祉型)	5,948人日分	5,015人日分	6,219人日分	4,902人日分	6,519人日分	5,633人日分
短别人们(惟似至)	1,028人	662人	1,078人	715人	1,134人	902人
短期入所(医療型)	204人日分	(福祉型に含む)	213人日分	(福祉型に含む)	226人日分	(福祉型に含む)
应荆八州(区原至)	440人	(福祉室に召び)	40人	(福祉室に占む)	42人	(福祉室に召む)
居住系サービス						
自立生活援助	22人	4人	27人	3人	33人	2人
共同生活援助	1,837人	2,024人	1,961人	2,057人	2,080人	2,276人
施設入所支援	1,684人	1,669人	1,668人	1,665人	1,647人	1,650人

		令和3		令和4		令和5	年度
性規		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
相談支援		·	· .				
計画相談支援		4,278人	3,560人	4,497人	3,268人	4,727人	3,399人
地域移行支援		39人	4人	43人	.4人	48人	8人
地域定着支援		34人	6人	37人	5人	41人	4人
障がい児支援関係							
児童発達支援		10,906人日分	13,637人日分	11,659人日分	12,689人日分	12,353人日分	14,584人日分
儿里元廷又 饭		1,874人	2,123人	2,000人	2,051人	2,132人	2,281人
放課後等デイサービス		48,971人日分	49,978人日分	54,361人日分	51,488人日分	60,458人日分	57,912人日分
放訴技事プリプロス		4,169人	4,001人	4,595人	4,390人	5,069人	4,897人
		271人日分	260人日分	272人日分	363人日分	305人日分	469人日分
保育所等訪問支援		122人	175人	140人	255人	161人	365人
医療型児童発達支援		29人日分	0人日分	59人日分	0人日分	107人日分	0人日分
区原空几里尤连又饭		4人	人0	7人	0人	13人	0人
居宅訪問型児童発達支援		17人日分	30人日分	150人日分	21人日分	210人日分	28人日分
店七 动 问空汽里光连又扳		7人	10人	12人	8人	17人	9人
福祉型障害児入所施設	-	100人	100人	100人	93人	100人	93人
医療型障害児入所施設		70人	63人	70人	49人	80人	43人
障害児相談支援		1,961人	1,906人	2,130人	1,618人	2,308人	1,752人
医療的ケア児に対する関	県	4チーム	4チーム	4チーム	5人	4チーム	5人
連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	市町	25人	25人	29人	34人	40人	32人
人数	圏域	12人	× × ×	14人	34X	20人	× ×

^{*1}か月あたりのサービス量および利用者数

[※]圏域で配置している場合は当該圏域の構成市町は配置しているものとして、市町の配置人数と合わせた人数 15

4 地域生活支援事業の実施に関する進捗状況(障害福祉計画・障害児福祉計画)

事項		目標項目	単位	令和3年度 見込値	令和4年度 見込値	令和5年度 見込値 忠徳
		•		<u>実績値</u> 2か所	<u>実績値</u> 2か所	<u>実績値</u> 2か所
	発達障害者支	援センター運営事業	実施か所数	2075	2か所	2か所
専門性の高い相談支	陪宝老计举。	 生活支援センター事業		<u> 2877</u> 9か所	9か所	<u> </u>
援事業		エル又派にファーサ来	実施か所数 	9か所	9か所	<u> </u>
				1か所	1か所	1か所
	局次脳機能障 	害支援普及事業	実施か所数 	1か所	1か所	1か所
	手話通訳者·	———————— 要約筆記者養成研修	₩-# +> *-	35人	40人	50人
専門性の高い意思疎	事業		受講者数	40人	25人	25人
■ 通支援を行う者の養成研修事業	盲ろう者向け	通訳·介助員養成研修	∞=# → ₩	10人	15人	20人
	事業		受講者数	4人	4人	5人
	千部海和安。	要約筆記者派遣事業 要約	実利用見込み	60件	60件	60件
専門性の高い意思疎 通支援を行う者の派	一节的地队在"3	安利率配合水是争未	件数	36件	42件	35件
遺事業	言るう老向け	通訳・介助員派遣事業	実利用見込み	330件	330件	330件
	自つプロ門の	旭 凯	件数	241件	324件	390件
	相談支援体		配置人数	9人	9人	9人
	制整備事業	X / / / / /	癿巨八奴	11人	7人	7人
	地域生活支整	地域生活支援広域調	協議会の開催	20回	20回	20回
		整会議等事業	回数	10回	39回	34回
広域的な支援事業		地域移行·地域生活	実ピアサポー	8人	9人	10人
		支援事業	ター人数	3人	4人	5人
	発達障害者支	援地域協議会による	協議会の	1回	10	1回
	体制整備事業		開催回数	1回	10	1回
	·			3回	3回	3回
	障害支援区分	認定調査員等研修事	実施回数	2回	2回	3回
	業		双章生土火火	人08	人08	人08
			受講者数	84人	74人	83人
			実施回数	5回	5回	5回
サービス・相談支援	相談支援従事	学证 依事 类	天祀 四数	7回	5回	5回
者、指導者育成事業	怕改又及促	在训修 学术	受講者数	430人	430人	430人
			又明日奴	525人	568人	536人
			実施回数	9回	9回	9回
	サービス答理	責任者研修事業	大加巴 以	3回	9回	10回
	/ しへら任	鬼山口叫炒尹木	受講者数	人008	900人	900人
		1.0		678人	734人	945人

		,		令和3年度	令和4年度	令和5年度
事項		目標項目	単位	見込値	見込値	見込値
				実績値	実績値	実績値
			実施回数	12回	14回	14回
	公度行動陪 生	支援者養成研修事業	大心凹数	39回	27回	17回
]] 到 文 [] 到 序 元	[文]及日民风川 沙尹未	受講者数	600人	700人	700人
			义明白奴	484人	356人	269人
(サービス・相談支援	身体障害者·统	印的障害者相談員活	実施回数	1回	1回	10
者、指導者育成事業)	動強化事業		大心凹数	1回	10	10
			実施回数	5回	5回	5回
	继州陈宝朋 亿	從事者養成研修事業	天心凹女	5回	5回	5回
	相件)学古民体	似于白食风叨修争未	受講者数	600人	600人	600人
				351人	234人	375人
		障害者社会参加推進	設置か所数	1か所	1か所	1か所
		センター運営事業	改巨(7.77)数	1か所	1か所	1か所
	社会参加支	身体障害者補助犬育	訓練頭数	1頭	1頭	1頭
その他障がい者が自	援事業	成事業	训杯项效	1頭	1頭	1頭
立した日常生活また は社会生活を営むた		点訳·音訳奉仕員	受講者数	40人	40人	40人
めに必要な事業		養成研修事業	文碑有数	37人	63人	40人
	権利擁護支	障害者虐待防止対策	研修の	3回	3回	3回
:	援	支援事業	開催回数	/ 3回	3回	3回

資料 2

医療的ケア課題検討部会

三重県障害者自立支援協議会への報告(医療的ケア課題検討部会)

令和7年1月28日

1. 開催状況

日 時:令和6年12月19日(木)15:30-17:00

場 所: ZOOM によるオンライン開催

2. 出席委員

三重県重症ケア家族会 SMILE 奥山 絵里 氏 市立四日市病院 岡 香織 氏 独立行政法人国立病院機構三重病院 髙村 純子 氏 みえキッズ&ファミリーホームケアクリニック 岩本 彰太郎 氏 三重大学医学部付属病院小児・AYA がんトータルケアセンター 澤田 博文 氏 社会福祉法人聖マッテヤ会障害者支援施設 聖マッテヤ心豊苑 村田 達也 氏 訪問看護ステーションほたるいせ 岡田 まり 氏 三重県立城山特別支援学校 荒田 誠司 氏 特定非営利活動法人なちゅらん なちゅらん四日市 西脇 滋徳 氏 社会福祉法人恩賜財団済生会明和ねむの木 村山 明之 氏

3. 内容

(1) 三重県医療的ケア児・者相談支援センター等事業について

(主な意見等)

- ・当事者家族の方でこの医療的ケア児・者相談支援センター(以下、「センター」という)があることを知らない方もみえる。当事者家族まで周知が十分に届いていないのではないか。当事者家族からの相談の件数も確認するようしてほしい。
- ・保育園や学校に関する相談が増えていることはうれしく思う。
- ・本部と支部の役割の違いの面もあると思うが、にじいろ支部では支援者からの相談の方が多く なっている。
- ・四日市圏域支部では、当法人が相談支援事業をやっていることもあり、ご家族からの相談も比較的多い。今年度は災害時の避難計画の作成に力をいれていることでご家族からの相談が増えている面もある。
- ・はれる和支部では、松阪以南の6市10町とエリアが広く、現場に足を運ぶことができていないことに課題を感じている。
- ・本部として、当事者家族にも周知が行き届くように考えていきたい。
- ・移行期医療の件について、大学内でも検討をはじめており、医療的ケア児に関しても、今後進めていく必要がある課題と感じている。
- ・防災や災害対策については、学校でも喫緊の課題ということで、できるところから進めている。
- ・当事者家族への周知が十分でない点は、我々のような事業所の責任とも感じている。 相談支援事業所として、最初に悩みやニーズの話を受けているが、事業所の中だけで解決に至

らないこともあり、そういった場合に、県のセンターや市の基幹相談支援センターとの連携を 今後していかなくてはならないと感じた。

- ・ソーシャルワーカーや医療職の方には、センターは認知されており、困ったときの相談先として非常にありがたい。
- ・病院にはパンフレットを置いており、渡したりもしている。
- ・医療関係や福祉関係には周知されていると思うが、当事者家族には十分ではないと感じる。
- ・センターの周知については、行政でできる周知、市町の障がい福祉課や保健師の方が、ご自宅へ 訪問する際や窓口などでセンターのパンフレットを渡すということをお願いしたい。
- ・委員の皆さんもセンターの活動が広がるように、意識的に働いていただければと思う。
- ・全国的な問題となるが、センターの人は専任ではなく兼任でやっており、アウトリーチがした くてもできない、という状況にあり、行政的な支援についても議論を深めていただければと思 う。

(2) 医療的ケア児・者コーディネーター養成研修事業について

(主な意見等)

- ・実施している研修がこの内容で良いのか、もっと工夫した方が良いのか、わからない面があり、 誰かにフィードバックをしていただきたいと思っている。
- ・コーディネーター研修になる前の研修も受けていたが、昨年度の研修を受けた。医療的ケア児を 担当されていない方もみえたが、参加者にとって有意義で心強い研修になっていると感じた。
- ・ただ、研修を1度受けて終わりではなく、その後の積み重ねも大事だと思う。
- ・研修の内容で災害の話があったが、当事者家族として、災害時の個別避難計画を何年も作成して ほしいと自治体に伝えているが、作成してもらえない状況が続いており、進んでほしいと思う。
- ・四日市圏域支部では、個別避難計画の作成に取組みはじめており、個別のケースを積み重ねることで広げていきたいと考えている。
- ・伊勢市では、自立支援協議会の中に医療的ケア児のチームができて、1人1人個別で計画を立て るように進めており、最終的には個別の避難訓練までやっていけるように考えている。
- ・県によっては防災課に任せてしまうところもあるが、三重県では、県庁ワーキングでも議題にされており、障がい福祉課でも災害に対する課題を意識していただき、ありがたいと思う。是非とも充実させていってほしい。
- ・コーディネーター養成研修については、センターの人たちも活かしてもらいながらオール三重で 広げていき、フォローアップ研修にも力をいれていただければと思う。

(3) その他

◆医療的ケア児在宅レスパイト事業について

(主な意見等)

・在宅レスパイト事業の必要性が低いと答えている市町があることが悲しい。 家族はみんな必要だと強く感じている。行政がわかってもらえていないことは残念。

- ・当事者や家族から、お住いの市町に必要だということを伝えることもひとつだと感じた。
- ・12 月 22 日に開催する研修会で、熊野市の在宅レスパイト事業についての報告が予定されている ので、家族の方に拡散いただければ。
- ・南伊勢町で事業を実施していただいているが、危機的な状況のときに助けていただくなど、家族 は非常に救われている。
- ・課題としては、訪問看護ステーションが少なく、続けていくことの辛さの相談も受けるが、当事 業所としてもサポートしていきたいと考えている。
- ・本当につらいときに救われたという家族からの声を聞いているので、是非、予算をとっていただいて、それぞれの市町で実施いただきたい。
- ・最近も在宅レスパイトにつなげることができれば良かったと思うような相談があった。
- ・県の方も、実際のイメージができるように在宅のレスパイトや病院でのレスパイトの現場をみて いただければと思う。
- ・当事者のデータを集めるための方法として、家族会 SMILE からアンケートを送ってもらうということも考えると良い。
- ・行政に動いてもらうためには、障害福祉計画や障害児福祉計画に在宅レスパイト事業について記載いただくことも必要となるので、工夫して進めていただきたい。

以上

令和6年度三重県障害者自立支援協議会 医療的ケア課題検討部会 事項書

開催日時:令和6年12月19日(木)15:30~17:00

開催場所:Zoomによるオンライン会議

・ミーティング ID: 976 2721 4235

・パスコード: 441696

- 1 開会のあいさつ
- 2 議題
- (1) 医療的ケア児・者相談支援センター等事業【資料1】
- (2) 医療的ケア児・者コーディネーター養成研修事業【資料2】
- (3) その他【資料3】
 - · 令和7年度当初予算要求状況
 - ・医療的ケア児在宅レスパイト支援事業

構成メンバー表

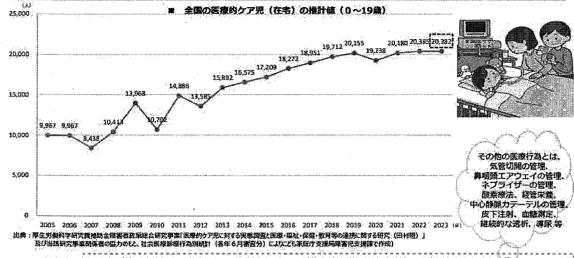
所属	氏名 ※敬称略
三重県重症ケア家族会 SMILE	奥山 絵里
市立四日市病院	岡香織
独立行政法人国立病院機構三重病院	髙村 純子
みえキッズ&ファミリーホームケアクリニック	岩本 彰太郎
三重大学医学部附属病院 小児・AYA がんトータルケアセンター	澤田博文
特定非営利活動法人クローバー クローバーの家	真弓 はるみ
社会福祉法人聖マッテヤ会 障害者支援施設 聖マッテヤ心豊苑	村田 達也
三重県市町保健師協議会	大西 郁子
訪問看護ステーションほたるいせ	岡田 まり
三重県立城山特別支援学校	荒田 誠司
障がい者総合相談支援センター そういん	中村 弘樹
特定非営利活動法人なちゅらん なちゅらん四日市	西脇 滋徳
社会福祉法人恩賜財団済生会明和ねむの木	村山 明之

事務局

三重県子ども・福祉部障がい福祉課地域生活支援班

三重県医療保健部医療政策課地域医療班

○医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き 人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。 ○全国の医療的ケア児(在宅)は、約2万人〈推計〉である。





医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(今和3年6月18日公布・同年9月18日施行)

第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが 不可欠である児童(18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等(学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。)に在籍するものをいう。)をいう。

三重県在宅医療的ケア児数の年次推移

	<u>=</u>	ブル	<u></u>	<u> </u>	<u> </u>	プレ女	スレノナ	<u> </u>	<u> </u>							
	2016 2017		20	2018 2019		19	2020		2021		20	22	20	23		
	医ケア児	内)呼吸児	医ケア児	内)呼吸児	医ケア児	内)呼吸児	医ケア児	内)呼吸児	医ケア児	内)呼吸児	医ケア児	内)呼吸児	医ケア児	内)呼吸児	医ケア児	内)呼吸児
北勢	104	17	119	27	119	31	122	40	125	45	148	44	159	47	146	45
中勢	50	9	54	11	65	13	67	19	65	15	87	16	79	22	73	17
南勢	53	11	43	9	51	13	47	11	58	13	60	16	62	16	72	20
東紀州	4	3	4	2	6	3	4	3	6	4	11	3	9	3	8	3
計	211	40	220	49	241	60	240	73	252	77	306	79	309	88	299	85

(出典)三重大学医学部附属病院 小児・AYAがんトータルケアセンター

圏域別の人口・医療的ケア児数 まとめ

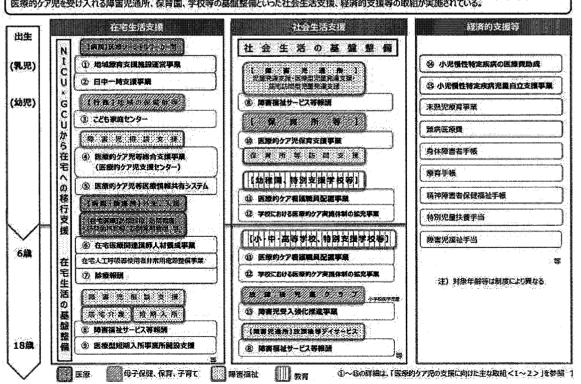
令 和	障害保健 福祉圏域	総人口	比率	19歳未満 人口	比率	医療的 ケア児数	比率	うち、人工呼 吸器使用	比率
	桑名員弁	211, 995	12.3%	36,054	13.1%	34	11.4%	10	11.8%
年	四日市	368, 501	21.3%	62, 227	22.5%	72	24.1%	20	23.5%
5年医療的ケ	鈴鹿亀山	241,815	14.0%	38,544	14.0%	40	13.4%		17.6%
療	津	269,645	15.6%	43,842	15.9%	58	19.4%	16	18.8%
的	伊賀	158, 938	9.2%	24, 320	8.8%	15		1	1.2%
	松阪多気	198,360	11.5%	32,637	11.8%	39	13.0%	14	16.5%
ア児数等	伊勢志摩	217, 350	12.6%	31,011	11.2%	33	11.0%	6	7.1%
児	紀北	28,420		3, 146	1.1%	4	1.3%	1	1.2%
数	紀南	32, 479	1.9%	4, 488	1.6%	4	1.3%	2	2.4%
等	合計	1,727,503	100%		100%		100%		100%
	※人口は令利	05年10月1日現在	在	16.0%		0.108%		28.4%	

令和	障害保健 福祉圏域	総人口	比率	19歳未満 人口	比率	医療的 ケア児数	比率	うち、人工呼 吸器使用	比率
4	桑名員弁	212, 849	12.3%	36,680	13.3%	37	12.4%		10.6%
年	四日市	370,680	21.5%	63, 126	22.8%	79	26.4%	25	29,4%
医	鈴鹿亀山	242, 797	14.1%	39,374	14.3%	. 43	14.4%	13	15.3%
年医療的ケア	津	271,096	15.7%	44, 603	16.1%	65	21 <u>. 7%</u>	22	25.9%
	伊賀	161, 244	9.3%	25, 107	9.1%	14	4.7%	0	0.0%
ケ	松阪多気	207, 131	12.0%	35, 121	12.7%	38	12.7%	9	10.6%
	伊勢志摩	214, 533	12.4%	30,354	11.0%	24	8.0%	7	8.2%
児	紀北	29, 224	1.7%	3, 268	1.2%	5	1.7%	1	1.2%
数	紀南	33, 149	1.9%	4, 616	1,7%	4	1.3%	2	2.4%
児 数 等	合計	1,742,703	101%	282, 249	102%	309	103%	88	104%

※人口は令和4年10月1日現在 16.2% 0.109% 28.5%

在宅の医療的ケア児とその家族の支援に向けた主な取組

在宅における医療的ケア児とその家族を支えるため、NICU・GCUから在宅へ円滑に移行するための支援や地域における生活の基盤整備等の在宅生活支援、 医療的ケア児を受け入れる障害児通所、保育園、学校等の基盤整備といった社会生活支援、経済的支援等の取組が実施されている。



- 32 -

医療的ケア児等総合支援事業



<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

1 事業の目的

令和6年度当初予算案 177億円の内容(208億円の内数)令和5年度補正予算額 7.6億円

○ 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム 「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談接端や、専門性の高い相談支援を行えるよう 関係機関等をネットワーク化して相互の連携の検進、反映的ケア党に係る構築の集約・製係機関等への発信を行うとともに、受棄的ケア児の支援者への研修や 医療的ケア児とその家族の日中の底場所作りや活動の支援を総合的に実施する(センターを置かない場合も各種事業の実施は可能)。 FRE-UNE 市町村 都道府県 PERMITERA 1021支援事業所 温度的エアル支援センタ (医療的アア支援コーディネー 関係がアドラログの基本収金の原理 のタアルの原本体のとの直接を含むする収集 の定義的アクロの場合におい、第四日はくivens MB CT 0000 医療的ケア皮とその家族への支援として 以下のような家教を原施。 の「資源、動物機・心神行動圏の保護。 の「政策」が開催、心神行動圏の保護。 の投稿上等の回源。 の一心性、探索協能サービス等と業権、信い 実施が実施、等 動物の水準等一と地工予算 を動かりない。 ■ 延伸的ナテルの支援に係る関係機関のネットワーク 化、情報の実施・実情 ※ 結議会の接続・現代が何のための、医療的ブルタ の企業・一大政策の実施や、医療のチルル・実際向け の機関は自体のカイフランのを配っる 産業のケアにつないの基礎の実施金医療的ケアにつないのできます。金医療的ケアは、医療の・アスリスをある。実施が関係では、金属を選択が、金属を選択を対象が、金属を選択を対象が、金属を選集者への定義的でアッジになる意味・特別型の特殊を

3 実施主体等

【実施主体】 参道府県・市町村 ※医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置については都道府県のみ 【負担割合】 国1/2、都道府県1/2又は市町村1/2

障がい福祉課における取組状況

	H27年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
●医療的ケアが必要な障がい児・者の受け皿整備事業(28年度~)。					,				- 410	
○医療的ケアを必要とする障がい児・者の支援拠点構築事業 ・地域ネットワークの構築、連携強化、コーディネーターの育成等 ※重症心身障害児支援体制整備モデル事業(厚労省)を活用	/ /			3						
○医療的ケアを必要とする障がい児・者の地域連携・人材育成事業・地域ネットワークの支援、医療的ケア技術スキルアップ研修・スーパーバイズ機能構築							<u>\</u>			
○医療的ケア児・者相談支援センター等事業							!) id		
□重症心身障がい児(者)相談支援事業(22年度~)	Kan a a a					-c	/			
○医療的ケア児・者コーディネーター養成研修事業 (H30:重症心身障害児者等コーディネーター育成研修)							j	11.4		
○医療的ケアを必要とする障がい児・者の受入体制整備事業 ・事業所を対象に受入に必要な備品等の購入費用の一部補助										
○喀痰吸引等実施介護人材確保事業・事業所の介護職員等を対象に研修費用の一部補助				s			u.			1,0

三重県庁内ワーキンググループ組織図 (令和4年度)

協力

医療政策課

地域医療班

三重大学医学部附属病院 小児・AYAがんトータル

医療保健部

健康推進課

疾病対策班

医療的支援

小児がん

疾病対策班

小児慢性特定疾病

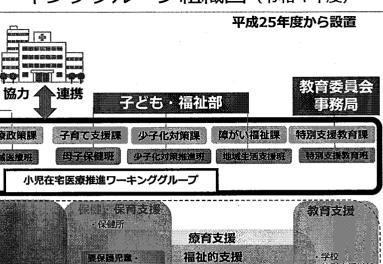
ケアセンター

長寿介護課

地域包括ケア

推進班

診療所(歯科含む) 訪問福騰



障害児相談支援 (相談支援専門員)

サービス支援班

・特別支援学校



排泄支援班

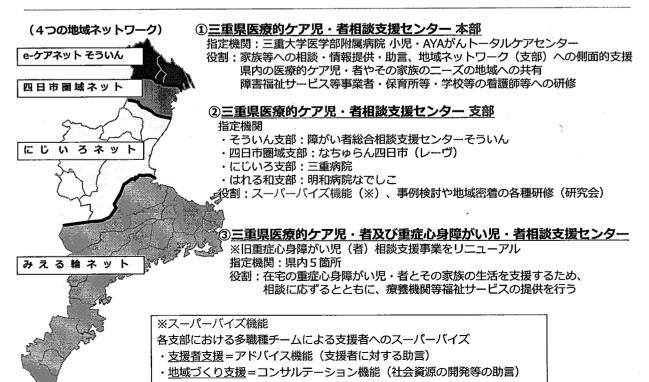
幼保建排班

 児童相談所 県立子ども心身発達医療センター

少子化対策課

保育サービス

(1) 医療的ケア児・者相談支援センター等事業



三重県医療的ケア児・者相談支援センター等事業

<主な活動状況>

- (1)相談支援件数(令和5年度)
 - ・医療的ケアを必要とするご本人や家族、支援者等への相談支援 【本部】111件 【4支部】1,229件
- (2) 医療的ケア スタートアップ・技術スキルアップ研修会
 - ・障害福祉サービス等事業所の看護師等を対象に医療的ケアの技術指導等を4事業所以上実施
- (3) 医療的ケア児・者の地域ネットワークにおけるスーパーバイズ機能推進研修会
 - ・スーパーバイズチームメンバーを対象とした研修会を開催 【日時】令和6年9月8日 【参加者】(第1部)27名、(第2部)44名
- (4) 医療的ケア児・者コーディネーターフォローアップ研修会
 - ・コーディネーター養成研修の修了者を対象とした研修会(令和5年度~) 【日時】令和7年2月20日
- (5) 医療的ケアを要する重症児・者の地域ネットワーク連携研修会
 - ・4つの地域ネットワークの関係者等を対象とした研修会 【日時】令和7年3月9日

障害福祉サービス等事業所等職員向け 医療的ケア

研修費無料

スタートアップ・技術スキルアップ研修会

三重県委託:令和6年度三重県医療的ケア及・者相談支援センター本際 人材質成事業

目的: 神書福祉サービス等事業所における 「医療的ケアを必要とする障が、児・者」の受け血を拡充すること 方法: 医療的ケア (喀茨吸引・経営栄養注入等) の核病指導等を、小児科医師・看護師が実施 対象: 障害福祉サービス等事業所 * 「に勤務する看護職員又は介護職員 *2

※医療的ケアを現在実施している事業所の額員のみならず、現在は実施していないが、 今後医療的ケアを効要とする障がい現。者を受け入れたいという意欲のある事業所の額員も含む 米権・蓄機社サービス等事業所と日常的に関わりのある妨問者護ステーション等の額員も受講可能

*1:事業所は小児対象に限りません *2:錫定特定行為業務従事者、若しくは認定特定行為業務従事者を今後目指そうとしている方

注:本研修会は第 1.2.3 号研修ではありません

講義

呼吸の特徴 呼吸器管理 喀痰吸引 経鼻経管・胃ろう 栄養管理 実技 実習用人形使用

喀痰吸引 経鼻経管・胃ろう など

医師・看護師による研修

プログラム 講義 呼吸生理と障がい児・者への対応 定員 講義 胃ろう・NG・栄養一般 一斉説明 :気管内吸引・口鼻腔吸引 実習 気管内吸引、口鼻腔内吸引 一斉説明 :緊急時のカニューレ再挿入 一斉説明 :経鼻胃管栄養法・胃ろう栄養法・胃ろう計画外抜去時の対応 実習 栄養注入 全プログラム60分の予定

お開合せ先(事務局)

三重大学医学部附属病院 小児・AYAがんトータルケアセンター 事務局 TEL 059-23 | -5768 FAX 059-231-5435 Mail children-tcc@med.mle-u.ac.jp

令和6年度 医療的ケア児・者の地域ネットワークにおける スーパーバイズ機能推進研修会 第1部 受機対象: 新任スーパーパイズチームメンバー

277 I DP	文明対象・利はヘー・・ハイヘー・ベンン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
10:00 ~ 10:05	開会のご挨拶 三重県 子ども・福祉部 障がい福祉課 地域生活支援班 係長 山本 規略
10:05 ~ 10:15	本日の研修会の目的と背景・本日の予定 松阪市陣がい児・者総合相談センター マーベル (相談支援事業所にだま) 管理者 島 優子 氏 (10分)
10:15~ 12:00	医療的ケア児支援法成立の経緯と三重県スーパーパイザーの役割 みえキッズ&ファミリーホームケアクリニック 販長 三重大学医学部附属病院 小児・AYAがんトータルケアセンター アドバイザー 岩本 彰太郎 氏 (30分)
	成長・発達を踏まえた支援とICFの活用 国立病院機構 三重病院 ソーシャルワーカー 岡野 歓之 氏 (60分)
	質疑応答 (15分)
第2部	受講対象: 全スーパーパイズチームメンバー
13:00 ~ 13:05	趣旨説明 相談支援事業所ブルーム 管理者 中野 健司 氏(5分)
13:05 13:95	【専例共有】 事例① 離がい者総合相談支援センターそういん センター長 中村 弘樹氏(15分) 事例② なちゅらん四日市 相談支援事業所レーヴ 管理者 米本 俊哉氏(15分)
13:35 ~ 13:45	休憩
13:45 ~ 15:00	【事例検討(グループワーク)】(75分) 事例提供 児童発達支援 放課後等デイサービス・生活介護 NPO法人クローバー クローバーの掌 施設長 真弓 はるみ 氏
15:00 ~ 15:25	発表·意見交換会 (25分)
15:25 ~ 15:30	閉会のご挨拶 三重県 子ども・福祉部 障がい福祉課 地域生活支援班 係長 山本 規晴 !

2024年 9_月8日日

9月8日E (第1部)10:00~12:00 (第2部)13:00~15:30 会場:三番県医師会代議員会案

参加方法: 申込フォームよりお申込み ⇒二次元コードまたは以下URL https://forms.gle/fn6ikdYfE5BmUukS9



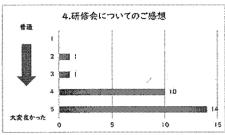
申込締切:2024年8月25日(日) 国際の お申込みいただきましたら、後日事務局より改めてご連絡いたします。

11

医療的ケア児・者の地域ネットワークに おけるスーパーバイズ機能推進研修会 〈アンケート結果〉

【第1部】

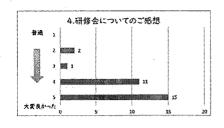
4、研修会についてのご感想				
	人数			
1	0			
2	1			
3	1			
4	10			
5	14			
승 한	26			



実際の事例共有	
もっと基本から説明して	いただきたい。
それぞれの職の役割に	ρι ττ.
社会資源にどんなものが	なるのかについて。
ICF活用の実例での事	列検討等、教えていただきたいと思います
実際の相談から対応の	接者などを聴かせていただく機会があればと思いました。
スーパーパイザーとして	の活動の具体例をあげた内容もいいのではないかと思った。
今後もスキルアップため	に、定期的な研修や事例共有の場が継続的に必要だと感じました。
動ける医ケア児など、制	度の映間の方の実際の支援状況や利用サービスについて市町がどのように考えてみえるかなどを関ける

場があれば食いなと感じます。 初めて参加させていたださました。正直、「スーパーハイザー」という立場がプレッシャーで、参加することに強い緊張と不安がありま した。資料もかりやすくて食かったのですが、配布されていない資料に実になるものがあったことと、物庁後に課内等で共有する ためにも、すべての資料が配布されるとより食くなると感じました。今後も勉強を続けていきたいと思います。ありがとうございました。

【第2部】



仍校 讨	
度について	
療的ケア児の親学支援	
様約ケア児の発達について。	
ループワークが良いと思います。	
く医療的ケア児の支援について。	
投が入りにくいケースへの対応について。	
小深い災害時対策があればお願いします。	
ループワークが、多職権でできて良かったです。	
ースワークを行い、実際の連携を時系列で行う。	······
実験の準備について、学ぶ機会があるとありがたいです。	
会資源について、どのようなものがありどう活かすかについて、	
々な事業所の特色を知りたいので、事業所の方のお話を聞きたい。	
目のように事例を教えていただいたり、蜃城の関係者との交流の機会。	
ーパーパイザーとしての働きかけの具体例が分かりやすく示された事例。	
手生の壁について。全国の色んな先進事例を、三重県で実現可能なのかなど。	
ループワークは、SVメンバーの交流という意味でも非常に思義があると思います。	GP CHARA
系の事例でもよいので、スーパーパイズのような機能が動いているものがあれば知りたいと思います。	
在のように他地域の状況を知ったり、各圏域でのワークの中で連携を深めることを続けてもらいたいと思います。	
幼児期のケースを今回は取り上げてもらったので、ライフステージごとの事例も知りたい。学童期、中学から高校、その	後など。
例を聞くことは大変参考になり、挙びになりました。他県での事例などがあれば、違う概点や方法など視野がさらに広いました。	はりそうだと
団のようなケース検討は、それぞれの立場から意見交換ができて良いと思います。ネグレクトなど、保護者に改善を求 一スについて取り上げていただきたい。	める必要な
ループ別討論について、スーパーパイズに依頼があったことを想定して、例题の申請用紙を用いて選定する職種や内 域チームでできるとイメージが湧きやすいと思います。	容の検討が
図の事例検討で将来的な事についてはまだまだ確立されていない子が多く、また、家族の就労についても当たり前に うになればと思うので、更に研修で考えていきたいと思いました。	復発出来る
ロ減少社会における人材確保の方面についての研修・人材確保ができない場合のエ夫の研修。研修ではありません 専門機が探まっているので。何らかの研究が行えたら素敵だなと思いました。	,64, Z#U£i1

<相談内	容の分類>
1.	育児・介護に関すること
2	保育所、学校に関すること
3.	病気・怪我に関すること
4	家族に関すること
. 5	サービス利用(レスパイト以外)に関すること
6	緊急のレスパイトに関すること
7	動く医ケア児のレスパイトに関すること
8	その他のレスパイトに関すること
9	防災、災害対策に関すること
10	その他

(2) 医療的ケア児・者コーディネーター養成研修事業

医療的ケア児・者に係る関連分野の支援を調整する医療的ケア児等コーディネーター(相談支援専門員、訪問看護師等)を養成する。

- ・平成30年度以降、三重病院に事業を委託し、研修を実施
- ・国の研修カリキュラムの改定に沿って、カリキュラムを一部見直し
- ・令和6年度は5日間の日程で開催(講義はオンライン、演習は対面) ※台風の影響により、演習の2日間が1月下旬に延期
- ・令和5年度までの修了者数は210名(令和8年度までに300名を目標)
- ・コーディネーターが所属する相談支援事業所は41事業所
- ・コーディネーターが所属する事業所一覧を県HPに掲載

医療的ケア児等コーディネーター養成研修カリキュラム 改訂案

(赤字下線部が改訂するとている領所)

		(赤子ト製部ルの引えてなっている名句)
科目名	時間数	内容
1 総論	1時間	①地域におけるこどもの発達と支援 ②医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律等の地域生活を支えるために ②医療的ケア児等コーディネーターに求められる資質と役割
2 医療 <u>, 保健</u>	3時間.	①障害のあるこどもの成長と発達の特徴 ②疾患の特徴 ③生理 ④日常生活における支援 <u>(感染対策、摂食嚥下、口腔ケア)</u> ⑤救急時の対応、 <u>災害対策支援</u> ⑥母子保健 ⑥訪問看護の仕組み <u>と実際の活動</u>
3 本人・家族の思いの理解	2時間	①本人・家族の思い ②意 <u>思</u> 決定支援 ③ニーズアセスメント ④ニーズ把握事例
4 福祉 <u>、保育、教育、労働</u>	3時間	①支援の基本的枠組み ②福祉 の制度 ③遊び・保育 <u>④教育 ⑤労働</u> ⑥家族支援 <u>(きょうだい児支援、就労支援)</u> ⑦虐待 <u>防止対策</u>
5 ライフステージにおける支援	2時間	①各ライフステージにおける相談支援に必要な視点 ②NICUからの在宅移行支援 ③児童期における支援 ④学齢期における支援 <u>⑤移行期における支援</u> ⑥成人期における支援 ⑦医療的ケアの必要性が高いこどもへの支援
6 地域支援体制整備	<u>3</u> 時間 士	①支援チーム作りと支援体制整備/支援チームを育てる ②支援体制整備事例 ③医療、 <u>保健、</u> 福祉、教育、 <u>労働</u> の連携 ④地域の資源開拓・創出の方法 <u>(資源把握、市町村・都道府県との連携)</u>
フー計画作成のポイント	2時間	演習に向けた計画作成のポイント
4 7演習(計画作成)	7時間	演習に向けた計画作成のボイント 事例をもとにした計画作成の演習
少 8演習(事例検討)	7 時間	事例をもとに、意見交換(グループディスカッション)・スーパーバイザーによる計画作成の指導

医療的ケア児・者コーディネーター養成研修の内容

			内容	报音楽
8:30	~	81:50	板线模型 (400)	三维病院 海拔担当者
8:33	-	9:66	挨拶	三重集 解於·据於漢典 他自 和他 氏
9:00		10:00	総論 1. 地域におけることもの発達と支援 2. 総章的ケア鬼及びその家族におする支援に関する法律 3. 熊草的ケア鬼等コーディキーターに求められる穀割	施京行政法人 第2年版機構三直的接 医療社会事業的門籍 高村 補子 九
j9:00	, ,	12:00	唐媛・保養 1. 森吉からることもの成長と発達の特象 2. 光逸の特象 2. 光逸の特象 4. 急変・緊急等の対応 4. 急変・緊急等の対応	沒有污蔑無人 認宜物院維持三維約從 小类对准是 村相 排捉 氏
2:00		13:00	体验	
13:66			医療・保健 母子保健 訪問看達の比組みと漢語の活動	禁悶養養 リハビリステーション様 青島 希望氏
14:40		15:49	医 根・保健 炎術可賀支援	みえキップをファミリーホーニ ケアリリニット 岩本 彰太郎 氏
: 5 :40		17:10	福祉 條實 教育 劳働 1. 支號の馬本的抑制以 2. 福祉 3. 複雜語止於第	協立行來並入 認立可於抽譯三章前除 教育即有來聲 材報 獅子 托

			PEN	和名誉
12:56	-	12:35	核統統證 (#05)	Endin ablasi
13:00		14:30	福祉 保育 教育 労働 4.教育 5.分極 6.家純支援 (きょうだい児友境 変方夫債) 7.遊び・採査	クポーパーの家 施設各 資号 はるみ 決
14:40		16:19	地域文質体制整備 3.医療 保差 基征 教育 労権が承接 4.地域の資源開省・前田の労争 安部心験、計画材・都底等級との連携	な与ゅも礼機は密 相談文楼シーヴ ※本、後鉄長
			ライフステージにおける支援	Service in a

			i/viii	視也者
8:35	-	8:55	交付	ERSK GERSS
9:00	-	16:00	医療・保障 日常生活における支援 選科診療(在生活開会おける口類ケア	発立的於他人 因立場四種線三重构施 曲折口整件研究是 包付 信念 民
10:00	_	19:45	作位表榜/経管栄養法等(資売)	限心岩梯省護師
11:90	-	11:36	本人・家族の悪いの理解 1.本人・家族の悪い	Restors 山根 - 作香珠
11:20	-	12:30	体签	
12:30		14:00	本人、家族の思いの理解 2. 意想決定交替 3. エーズでセスメント 4. ニーズ把握準保	サンクエールの森 青年 哲由 氏
14:10	:	15:40	地域支援体系整備 1. 支援デーム作りと支援体制整備/支援オーム全育でる 2. 支援体制数額事例	(後) ジェネデス 約度香練スサーシェン 以たる3・地 、 関ロ まり 氏
18:45		17196	ライフステージにおける支援 1. ライフステージにおける相談支援における必要な限差 2. 夏泉昭、学貢修・移行簿・成人等における支援 3. 張娘的ケアの必要性が高いこどもへの支援	後全行政法人 国立切除技術工業各時 股付担等全長 村松 順子 氏

医療的ケア児・者コーディネーター養成研修の内容

		¥4%i	他当會
:35	8:55	海 姆	三连轮线 网络机造者
		計 機作成 海智に向けた疎遊の資料	印政支援事業所 こだま 受用者 胡荻支援当門的 島 便子 氏
		事例をもとにもた計画作成の演響	ファシリケーター 和級支援事業所 ブルーム 管理者 中分 綾河 氏
			クローバーの字 施設を 銀づはなみ 氏
6:80	- 177,00		esan makataann Un ken
			LASK AVALER HE MY K
			三度明隆 医板柱丛脊幕的内膜 系律 持于 氏
		i .	

MSVII; PROPERSIO (L)

			. ២%	報告者
8135	ŀ	5:55	父 经	三宝宝汉 建移换马者
9<0B		37:00	事的教育 計所的改革替 -	田森東陸東東京 二次文 管理者 報節文庫門鉄 原子 年 フタリテーター 地震変素薬剤 ブルーム 管理者 甲野 鮮司 氏 クロールの原 福賀民 美の以るの 氏 正康保証 保存社会事業可到 野野 献名氏 三康保証 保存社会事業可到 対性 順子 氏 正康保証 保存社会事業可 対性 順子 氏
7:60	v	17:10	格形	無線は20年2年 原東三 東東京大学学教 東京 東京 東京 東京

3

医療的ケア児・者コーディネーター養成研修修了者数

令 阳	障害保健 福祉圏域	医療的 ケア児数	研修 修了者数	相談支援 事業所数 ※1	ネットワーク	医療的 ケア児数	研修 修了者数	相談支援事業所数※1
5 = 医寮内	桑名員弁	34	25		7 そういん	34	25	7
	四日市	72	38		四日市	72	38	7
습.	鈴鹿亀山	40	20	6	<u>i</u>			
π n	津	58	43]にじいろ	113	80	15
5	伊賀	15	17	6)			
ナ ア 見 数 等	松阪多気	39	24	4	11			
甩	伊勢志摩 紀北	33	24 5		みえる輪	80	54	12
女 -	紀南	4	<u>-</u>		4			
字 -	合計	299	197	41		299	197	41
			※修了者13名は県タ				東となる相談支援事	
			***************************************	***************************************	<u> </u>		······································	······································
다. 다.	障害保健 福祉圏域	医療的	研修	相談支援 事業所数	ネットワーク	医療的	研修	相談支援
		ケア児数	修了者数		サンドラーク	ケア児数	修了者数	事業所数 ※1
4 🗠	桑名員弁	ゲア児数 · 37	修了者数 25	※1		ケア児数 37		事業 所致 ※1 8
4 🗠	桑名員弁 四日市	37	25 38	<u> </u>	そういん	46/03/6106/67/09/63/69/69/69/69/69/69/69/69/69/69/69/69/69/	修了者数 25 38	
4 🗠	四日市 鈴鹿亀山	· 37 79 43	25 38 20	<u> </u>	そういん	37 79	25 38	<u>**1</u> <u>8</u> 7
4 三 衰	四日市 鈴鹿亀山 津	· 37 79 43 65	25 38 20 43	<u> </u>	そういん	37	25	
4 三	四日市 鈴鹿亀山 津 伊賀	. 37 79 43 65	25 38 20 43 17	<u> </u>	! そういん ! 四日市	37 79	25 38	<u>**1</u> <u>8</u> 7
4 三	四日市 鈴鹿亀山 津 伊賀 松阪多気	. 37 79 43 65 14 38	25 38 20 43 17 26	<u> </u>	! そういん ! 四日市	37 79	25 38	<u>**1</u> <u>8</u> 7
4 三	四日市 鈴鹿亀山 津 伊賀 松阪多気 伊勢志摩	. 37 79 43 65 14 38 24	25 38 20 43 17 26 22	<u> </u>	! そういん ! 四日市	37 79	25 38	<u>**1</u> 8 7
4 手医療りアア見り	四日市 鈴鹿亀山 津 伊賀 松阪多気	. 37 79 43 65 14 38	25 38 20 43 17 26	<u> </u>	けらいん 四日市 にじいろ	37 79 122	25 38 80	*1 8 7 12

= WASHINGTON DAY					
市町名	4	登版者	47477774	200	第在地

mark.	等型除名	施石地	基格先
発名が	様がい変総合相談支援センターそういん	森名市海町3丁目11番地 太平洋桑名ピル2F	0594-27-7168
機名市	障害者総合相談支援センターくわな	桑名市等町3丁台 養地 太平洋桑名ピルタド	0594-87-7490
桑名市	ナーシングホームもも祭名		0594-33-0302
桑名市	ヨナハ丘の上痢狭		0594-41-4781
类名市	奏名所投稿子ども総会センケー子ども発達・小児在老女権変		0594-24-3040
兼名四	さくらブラス森名楽川	桑名市厦川878-1	3594-73-8800
泰名市	和級支援事業所プランゲート	桑名市矢田459-1 セレーノA101	0594-87-7284
多名形	相談支援センターらいむの丘	桑名市大学型川2239-1	0594-41-3824
	いなべ市政府者活動支援センター	いなべ市大を町大井田2609-5	0504-88-0612
		いなべ市主勢的図下第2023-2	
いなべ市	いなべ市社協格談支援事業所	(オレンジエ務あげき内)	0594~41~2944
いなべ市	韓がい者総合相談支援センターそういん		0594-49-5315
東長野	東員町社協地域相談支援事業所ふれるい	東美町山田2013	0594~76-8300
SERR	なちゅらん四日世	四日市市小林町3018-271	359-329-526Z
	抱護支援アプリ数日市		079-3120-2814
CC C Strate	毎日市市立あけばの学園	四日市市下海老町185-1	059-225-4121
	市立選目市高限		059-354-1111
			059-354-1771
	主体会KIOSデイサービス	四日市市域北町8~1	
	主体会病院		059-354-1771
	四日市市韓書者目立生活支援センターかがやき		059-294-8493
	四日市市役所ことも保健福祉課	四日市市施扶斯2-2	259-354-8083
	招談支援事業所わかば	四日市市生集町234-1	379-1509-4682
	抗悶者振りハビリステーションあすか	四日市市赤嶺南町6-7	359-373-7200
	相談支援事業所 菜の花		059-337-2838
	相談支援事業所 ブルーム	四日市市制名3丁目3-12	059-329-5657
ESER.	相談支援事業所リフレ	四日市市八田一丁首8番20号	080-3525-6197
SEAS	超級支援事業所あけぼの李灏	四日市市下港市町185-1	059-325-4121
無已然而	翌日市羽津男祭センター	四日市市羽津山町10-8	359-331-2000
	具沼内科小児科	四日市市泊山崎町10-1	059-347-1188
	Heccii 8 0 8		059-327-2908
20 FF 10;	指野町居宅介護支援事業所けやき	监野町瀬田1281基地	059-391-2227
容數 數	部野利役場 子ども家庭課	海野町大字混田1250	359-391-1226
mest	川越町役場子ども家庭課		059-266-7130
川銀町	川越町社会福祉協議会	川越町世田一色314	059-365-0024
的珠毛 鈴盛市			059-373-5650
888 888	兼症児デイサービスななほし 強がい相談支援事業所いぶき	整度市三日市南3丁目17番20号	059-392-3404
		鈴鹿市在野共洋2-2-9	
会 线市	於應和順字圈		259-374-3335
韓盛樹	相談支援事実所 それいゆ		059-392-5820
转接市	計画程錄率業所	鈴鹿市伊給町2480	059-324-5296
鈴厳市	放課後等デイサービス クローバーの家	货度市西庄内町4231~2	0593-24-5377
港山市	花あかり紡績者難りハビリステーション	進山市川崎町4678	0595~98~8909
津市	三葉大学医学部別議員統小党 ATAがんトータルケアセンター	本市江戸機2-174	059 -231-57 6 8
漆密	塔立病院機構三重病院	津市大里蓬田町357番地	053-232-2531
津市	三重中央医療センター	津市久居明神町2158-5	959-259-1211
溶客	相談支援事業所 子LAB	流市新町2丁目10番地33	359-229-1515
潭市	津市児童発達支援センターつうぼっぽ	津市分割:203	059~271~8080
≱ #i	三重素雑病相談支援センター	津市福橋3丁日445-34	059-223-5064
津市	みえキッズ&ファミリーホームケアクリニック	津市高茶型小袋町字向山1717~4	059-269-6187
≱ क	Resora訪問者接りハビリステーションオ	津華豐が長3丁目18-2	969-269-7615
漢策	格談支援暴素所はるかぜさん	津市野田165~3	059-253-5022
津市	受みあゆみ野大西曽	深市一身田大古徳974-3	059-232-6111
李明 李麗田	相談支援事業所 すきっぷ	伊賀市朝建725-1	0S95-21-1121
伊賀市	えんソーシャルサポート	伊賀市長田2063~1	0595-41-2787
名後市	さくらブラス桔梗が丘 のぞみ校	名張市結長が丘二番町七街区17番地	9595-CE-8811
名領市	児童免達支援センターどれみ	名張市百合が丘西5後町25	0595-44-6211
经货售	HARVEST UNLTE	松阪市下村町852-4	0598-26-9975
松灰色	脚がい者相談支援センター揺らむ	松蟹布線日町213-1	0593-30-542Z
松蒸煮	三葉模職後福祉生送協議総合 整設支援事業所 べん・はあた		0598-25-1126
	相談支援事業所こだま	松阪市船江町1392番地3	0598-20-1213
松鞋幣	情終又僕争先所にだす	LEWIN IN MINISTER AND AND ARE ARE 1520.	9988-20-1213

三葉県医療的ケア児・者コーディネーター養成研修の修了者が所属する事業所一覧

市町名	事業所名	所在地	源絕先
心脏市	接木紀念病院訪問者護ステーション	松阪市南町443番地の4	0598-21-7755
多复數	多気即健康福祉課	多気町相可1600	0598-33-1114
物粒酶	済生会明和病院なでしこ	朝和町大字上野435	0596-53-0010
明紀町	明和ねむの木	明和町大字上對435	0546-52-0159
朔和斯	明和町役場健康あゆみ課健康づくり儀	明和町大字馬之上945	0596-52-7115
伊勢市	いっぱ	伊勢市衛測2丁首4-9	0596-22-3212
伊勢市	NursingHomeNAR (NO	伊勢市小俣町相合127(番地)	0596-64-8081
更勢市	相談支援事業所ほたるいせ	伊勢市小規則符合127(香地)	0556-64-8788
伊勢市	伊勢市陣がい者中鮮地域相談支援センター「カンナ」	伊勢市八日市場町13~1 福祉センター・内	0596-21-1130
步势市	伊勢線害者針適相談支援畢業所	伊勢市八旦市場町13-1 搭接センター内	0596-63-8550
玉城町	窓の狙うイブステーション	玉城町宮古728-18	0596~53~8588
玉装町	練客者相談支援事業所はあと	玉城町田丸1番塘	0596-58-2251
大紀町	大紀町簿がい者(兇)相談支援センター	大紀町銀736-7	0598-73-3227
寒暖市	蹄がい者相談支援センター ありず	尾鷲市矢浜…丁目15番45号	0597-25-3007
級野衛	相談支援センターSOLE IL	账對市久生提町1228-4	0597-80-6231
×+1364	3月14日現在		

8年初6年3月14日現在 8搭載に拘載を得られた帯業祭を搭載しています。

令和7年度当初予算要求状況(障がい福祉課)

<医療的ケアが必要な障がい児・者の受け皿整備事業>

(1) 医療的ケア児・者相談支援センター等事業【継続】

三重県医療的ケア児・者相談支援センターを設置し、家族等への相談、情報提供、助言等を行うとともに、地域の関係機関からの専門性の高い相談に対し多職種で構成するスーパーバイズチームにより助言等を行うほか、障害福祉サービス事業所の看護師等への研修等を実施します。

(2) 医療的ケア児・者コーディネーター養成研修【継続】

医療的ケア児・者の地域生活支援の向上を図るため、医療的ケア児・者に係る関連分野の支援を調整する医療的ケア児・者コーディネーター(相談支援専門員、訪問看護師等)を養成する研修を実施します。

(3)医療的ケアを必要とする障がい児・者の受入体制整備事業【継続】

障害福祉サービス事業所等が人工呼吸器・介護ベッドその他の医療機器等を購入する際の費用の一部を 補助します。

(4) 喀痰吸引等実施介護人材確保事業【継続】

医療的ケア児・者が利用する障害福祉サービス事業所等における喀痰吸引等が実施可能な介護職員を確保するため、1号研修・2号研修を受講する際の費用の一部を補助します。

(5)医療的ケア児在宅レスパイト支援事業【新規要求】

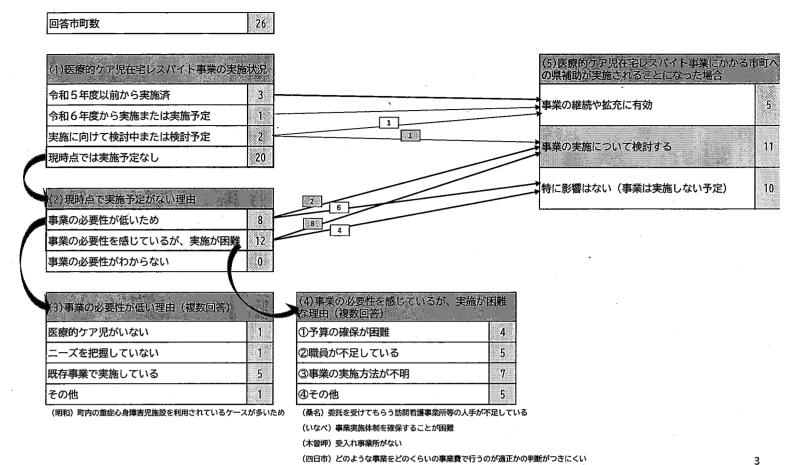
市町が在宅レスパイト事業を実施する場合に、国庫補助対象経費の1/4を県が市町に補助を行うことで、市町の事業実施を促進し、もって医療的ケア児の家族の負担軽減を図る。 1

医療的ケア児在宅レスパイト事業

〈事業の概要〉

- ・市町が訪問看護事業者に業務を委託
- ・訪問看護事業者が利用者に訪問看護サービスを提供
- ・市町が訪問看護事業者に委託料として費用を負担
- ・利用時間や自己負担の有無は、市町によって違いがある
- ・財源として、国の補助金(医療的ケア児等総合支援事業)を活用
- ○令和5年度から実施:3市町(南伊勢町、熊野市、御浜町)
- ○令和6年度から実施:1市町(紀宝町)
- ○実施に向けて検討中または検討予定:2市町
- ○国は、令和7年度においてレスパイトに係る補助メニューを拡充予定
- ○県は、市町負担1/2の半分(各1/4)を支援する予算を新規要求

医療的ケア児在宅レスパイト事業の実施状況調査(結果)



284 BA24 こども家庭庁

医療的ケア児等総合支援事業「拡充

支援局 障害児支援課

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額 293億円の内数(177億円の内数)

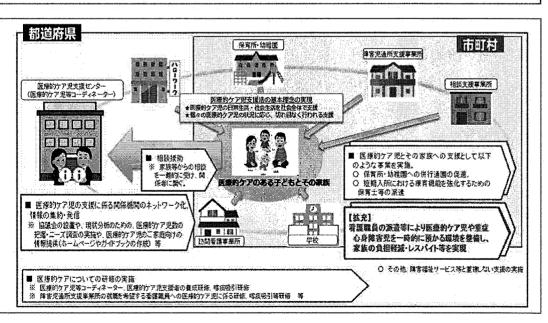
(伊賀) 受け入れ可能な事業所の有無、事業所の実態について把握ができていない

事業の目的

医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域 生活支援の向上を図る。

事業の概要

 『医療的ケア児支援センター」に 医療的ケア児等コーディネーター を置き、医療的ケア児とその家族 への相談援助や、専門性の高い相 談支援を行えるよう関係機関等を ネットワーク化して相互の連携の 促進、医療的ケア児に係る情報の 集約・関係機関等への発信を行う とともに、医療的ケア児の支援者 への研修や医療的ケア児とその家 族の日中の居場所作りや活動の支 援、医療的ケア児を一時的に預か る環境整備等を総合的に実施する (センターを置かない場合も各種 事業の実施は可能)。



美胞主体等

【実施主体】

【負担割合】 国1/2、都道府県1/2又は市町村1/2

【補助基準額】医療的ケア児等コーディネーターを配置する場合 1都道府県当たり 8.625千円(2人目以降、1人につき5.044千円を加算)

医療的ケア児等コーディネーターを配置しない場合 1 自治体当たり 5.141千円 一時預かり 1人当たり180千円 環境整備 1自治体当たり 500千円

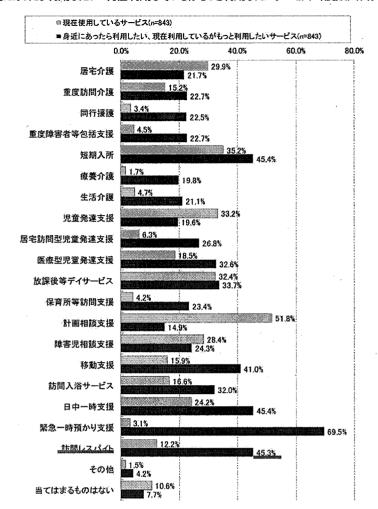
41 -

医療的ケア児者とその家族の生活実態調査 報告書

令和2(2020)年3月

MUFG

三菱UFJリサーチ&コンサルティング



※医療的ケア児のケアに関する保護へのアンケート調査から見えてきたもの(三重大学医学部附属病院)より抜粋

【生活上の問題】

- ・児の老後の生活設計
- ・今後/現在の世帯の収入や資産
- ・家族の生活上の問題(進学、就職、結婚等)
- 児の生活上の問題(進学、就職等)

【健 康】

- ・児の健康状態
- ・児の状態が悪化した際の緊急時対応
- ・ケア者の健康状態

日中デイ、レスパイト

の拡充で

緩和される可能性



- ・家族だけのケアに限界を感じる
- ・日々緊張感がある
- ・社会から孤立感を感じる

【ケアの限界・緊張・孤立感】

- ・預け先がない
- ・一時も離れられない

【預け先】

人材育成検討部会

人材育成検討部会

【人材育成ビジョン策定の経緯と現状】

・実施すべき研修の増加や計画相談の導入に伴い、三重県として分野、職種を問わず一貫した理念を確立し、核となるスーパーバイザーのような地域で活躍できる人材を育て、地域に浸透させていくことが必要になってきました。また、各地域における人材育成の方向性がバラバラにならないよう指針になる、県として理念を持つことも必要でした。このことから、平成26年度、人材育成検討委員会において「人材育成ビジョン資料3-2、資料3-3」を策定し、第4期障害福祉計画(みえ障がい者共生社会づくりプラン)において県の重点施策として盛り込むことになりました。「人材育成ビジョン」は定期的に見直しをおこなっています。人材育成ビジョン(令和6年4月版)では、「研修講師等のファシリテーション能力の向上」、「地域(市町/圏域)の人材育成を実施可能とする体制の整備」、「障がい当事者の意見を各研修内容に反映すること等による従事者の支援力の向上」を今後の人材育成として掲げています。

【令和5年度、6年度の取組状況及び、今後の予定について】

・令和7年1月現在、51名が研修ファシリテーター(兼人材育成検討部会の研修企画 WG 委員)として活動しており、障がい当事者の方々も交え、官民協働で、相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修、虐待防止研修等の研修を企画運営しています。

- →令和5年度の開催実績…資料3-4-①
- →令和6年度の開催実績…資料3-4-②

○相談支援従事者研修等の実施状況

〈相談支援従事者研修(初任、現任、主任)〉

初任者研修、現任研修では、地域での実習(0JT)の実施が定められており、市町や基幹相談支援センター等地域の相談支援センター、相談部会の方々にご協力いただきながら 実施しています。地域での実習が円滑に行えるように、市町職員及び実習講師向けに、実 習説明会を実施しています。

主任相談支援専門員養成研修について、令和6年度には、3名の主任相談支援専門員を養成しました。現在、国の指導者養成研修修了者と併せて、県内で32名の方に主任相談支援専門員として活躍していただいています。三重県における主任相談支援専門員の役割は下記のとおりです。

- (1)地域(市町・障害保健福祉圏域)協議会など地域の相談支援体制について協議する場へ参画するなど、地域の中核的役割。
- (2) 三重県相談支援従事者初任者研修及び現任研修で行う実習の受入れや受講生への指導的役割。
- (3)三重県が実施する相談支援従事者研修等の企画立案への参画及び同研修の講師・

ファシリテーターとしての役割。

〈サービス管理責任者等研修(基礎、実践、更新)〉

令和6年度より、更新研修の内容が追加され、研修日数が1日増えました。

また、令和5年度の6月に実践研修受講に必要とされるOJT期間の制度改正等があり、実践研修の申し込みが例年に比べ多くありました。令和6年度も多くの申込があったため、募集定員、研修回数等の検討が必要となります。

〈専門コース別研修〉

令和4年度には新たに「障害児支援」と「就労支援」、相談支援専門員向けに「介護支援専門員との連携・相互理解」が創設され、サービス管理責任者等基礎研修修了者、相談支援専門員を対象に「障害児支援」を実施しました。令和6年度は「意思決定支援」を実施予定です。

〈障がい福祉サービス事業所職員等基礎研修〉

障がいのある人たちが地域で安心して生活するためには、また、そのための地域づくりのためには、身近なところで本人の気持ちに寄り添い、話を聴き、応援してくれる支援員や市町の障がい福祉担当職員が必要です。そこで、本人中心・本人主体の姿勢について考え、本人支援の基本姿勢について学ぶことを目的として、平成23年度から当研修を実施しており、令和4年度からはオンラインで開催しています。兵庫県立大学の竹端先生に講義いただき、今年度はピアサポート研修にご参画いただいている方、昨年度の研修受講生に講師としてご参加いただきました。自身の体験談、昨年度の研修受講から今までをどのように過ごされたかを講義いただき、それに対してグループで意見交換を行いました。多くの事業所や市町の担当者の方に参加いただきました。

〈障害者ピアサポート研修〉

自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある 障がい者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障 害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障害福祉サービス等にお ける質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的とし、今年度より研修を実 施しています。令和6年8月に基礎研修を実施し20名を養成し、同年10月には専門研 修を実施し18名を養成しました。令和7年1月にはフォローアップ研修を実施する予 定です。

人材育成検討部会の委員が部 会活動の経験を活かして地域 の人材育成を担う 拉德战 (SV) 障がい者福祉に携わる者 基幹相談支援化炒等 を中心とした地域に 置域 障がい福祉従事者 との人材育成シス 事例検討、〇〇 のスギル 名 お 起 の 印 の に の ムを構築 名的域の 胡獸化乳 こ必要な技術。 県内の市町 子がってて 障がい者福祉をすすめる ために必要な知識。 離娰 阻逐 人育区成 ②知識 障がい福祉従事者に求められる資質 重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン スキル 価値観 知職 経験年数に応じ段階的に必要な 循環型の人材育成体系を構築 資質を高めていける研修体系 人材育成スキルのラィードバック 熟達者 出田 人材育成システム 回 t 県主催研修 向 即 開 門 探買 価値観の3要素 專門職倫理 向け。 本人中心 人権 初任者 甲爾爾 対人援助やコミュニティーソーシャルワークに関わる専門職としての姿勢、価値観、倫理観。 企画運営 地域から推薦された人材が人材育成 検討部会の委員になり、障が(ハ当事 者とともに県主催研修を企画運営 (資質のベース) 人人材の育成 県障害者自立支援協議会 ・人材育成ビジョンに 関すること 人材育成に関する理 関すること ・各種研修の企画運営 人材育成検討部会 県民との協創によ • 障がい福祉従事者 り、人材を育成 ・障がい当事者 ①価値観 県担当者 検討事項 砂の複型 構成員 <u>*</u>** (√)

三重県障がい福祉従事者 人材育成ビジョン (令和6年4月版)

三重県自立支援協議会 人材育成検討部会

1

<目次>

- 1 はじめに
- 2 障がい福祉従事者に必要な資質とは
- 3 人材育成システムについて
- (1)経験年数に応じた段階的な人材育成システム
- (2) さまざまな研修機会の活用
- (3) 地域における人材育成の充実
- (4) 循環的な人材育成
- 4 人材育成ビジョンの目標設定

1 はじめに

- ・平成18年の障害者自立支援法施行後、指定相談支援事業所における相談支援専門員の位置付けが制度化され、また、障害福祉サービス事業所等ではサービス管理責任者の配置が義務付けられました。これに伴い、相談支援専門員及びサービス管理責任者の育成を都道府県が担うことになり、三重県においても、ケアマネジメント手法による障害者支援技術を獲得するための研修を行うことになりました。
- ・三重県では、より効果的な人材育成を行うため、官 民協働で研修の企画運営を行うために平成22年度に 「研修企画運営検討委員会」を立ち上げました。

1 はじめに

- ・また、この「研修企画運営検討委員会」が元になって、平成24年度にはより長期的な視点で人材育成について協議するために、三重県障害者自立支援協議会の組織として、「人材育成検討委員会(→現・人材育成検討部会)」を設置しました。
- ・「人材育成検討部会」において、長期的な視点で計画的に人材育成を行うにあたっては、研修で伝えるべきポイントや、研修体系を整理した「人材育成ビジョン」が必要であるとの意見がまとまり、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」を策定することになりました。

- この「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」は、三重県の<u>障がい福祉従事者(※)</u>に求められる資質を明らかにしたうえで、その資質を備えた人材を育成するための研修体系を整理したものです。
- このビジョンは、三重県自立支援協議会 人材育成検討部会において、評価検討を 行い、定期的にバージョンアップしてい ます。

※ここでいう障がい福祉従事者とは、相談支援専門員やサービス管理責任者をはじめとする障がい福祉関係事業に携わっている支援者等を指しています。

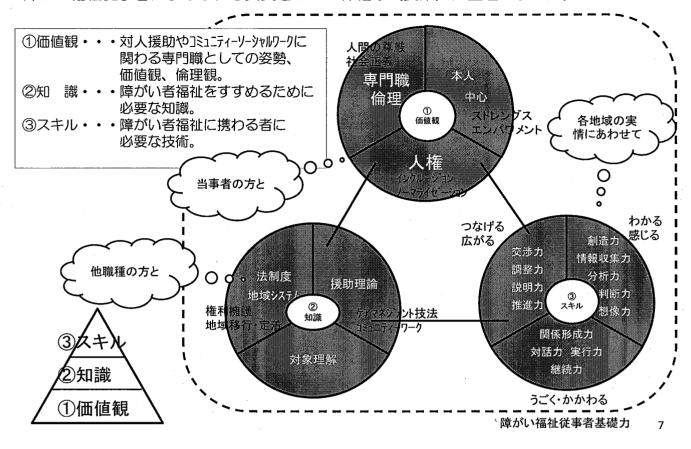
5

2 障がい福祉従事者に必要な資質とは

・三重県では、以下に掲げる資質を備えた人材を養成していきます。

障がい福祉従事者に求められるものとは・・・

障がい福祉従事者に求められる資質を3つの枠組み(要素)に整理しました。



- ・三重県では、特に土台となる 「価値観」、中でも「本人中 心」の理念を大切にして人材 育成に取り組んでいきます。
- そこで「価値観」についての 考え方を以下のように整理し ました。

- ★価値観・・・対人援助やコミュニティーソーシャルワーク に関わる専門職としての姿 勢、価値観、倫理観
 - ◎「価値観」に必要な3つの要素
 - ・<u>本人中心</u>・・・<u>人生の主人公として、本人自身が</u> 自己決定できるよう支援すること
 - 人権・・・ソーシャルワーカーとしての責務
 - 専門職倫理・・・障がい福祉従事者としての 倫理
 - ⇒初任者研修から丁寧に押さえる重要な視点

< 「本人中心」を考えるうえで重要な視点> 本人が、自分の人生を自己決定できるように・・・

- ①エンパワメント
- ・・・一般状況と比べてパワレス状況にある人が、本人の意向にそって、支援者とともに能力の向上・社会環境の改善・個人と社会環境との調整という方法により、そのパワレス状況を改善していく過程。
- ②ストレングス
- ・・その人が、元来持っている「強さ・力」に着目して、それを引き出し、活用していくこと。

〈「本人中心」を考えるうえで重要な視点〉

本人が、自分の人生を自己決定できるように・・・

③意思決定支援

すべての人に意思能力があるという前提のもと、周 囲の人が本人の年齢にふさわしい情報や意思形成の 場面を提供しながら、本人自身が意思を表明し、実 行できるよう支援すること。

11

< 「人権」を考えるうえで必要な視点>

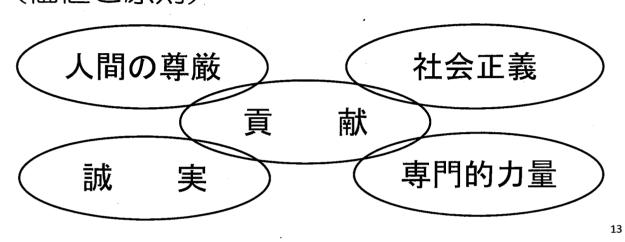
障がい福祉従事者はソーシャルワーカーとして、障がいのある人たちの権利を守っていく責務があります。

- ・ インクルージョン・・・全ての人々を孤独や孤立、 排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現
 - につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う こと
- ノーマライゼーション・・・障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きること

く「専門職倫理」とは>

障がい福祉従事者に求められる専門職倫理

・ (参考) ソーシャルワーカー倫理綱領 (価値と原則)



- ・価値観を土台として、知識やスキル についても、段階的に習得できるよう な研修体系を考えています。
- ★知識・・・障がい者福祉をすすめるために必要な知識。援助理論や法制度、対象者理解などが必要です。
- ★スキル・・・障がい者福祉に携わる者に必要な技術。感じる力、うごく力、つなげる力などが必要です。

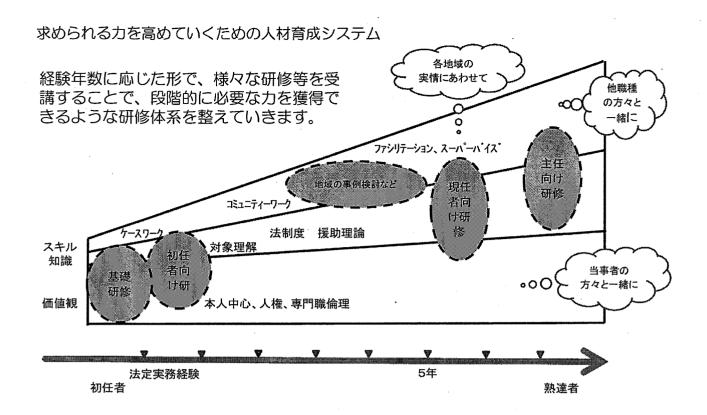
3 人材育成システムについ て

三重県では、求められる資質を高められるような人材育成システム(= 研修体系)を、「みんなで」作りあげていきます。

15

(1)経験年数に応じた段階的な人材育成システム

障がい福祉従事者に求められる資質を「段階的に」高められる人材育成システムを整えていきます。

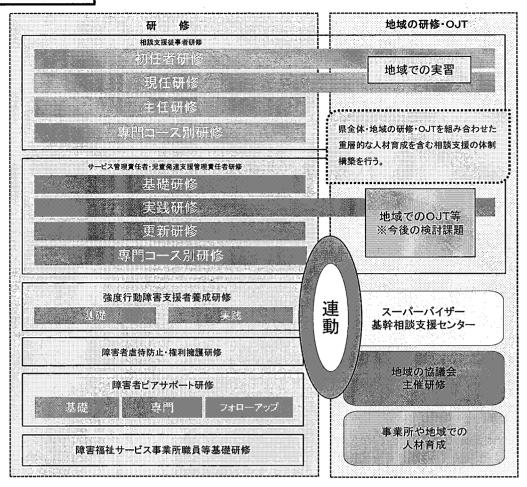


※ここでいう法定の実務経験とは、相談支援専門員やサービス管理責任者研修になるために政省令で定められた年数のことを指します。目安として直接支援や相談支援に従事した年数が5年以上の方が該当します。

(2) さまざまな研修機会の

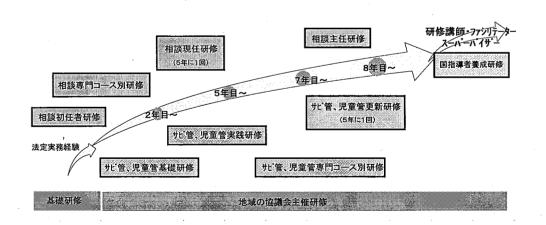
・県等が主催する法定の研修に加えて、任意研修や地域で企画運営される研修、事業所等でのOJT等を通して、資質向上を図ることができる体制を整えていきます。

活用



19

研修体系(概要)



県全体で実施する法定の研修と任意研修や地域の取り組みを連動させることで、初めて効果的な人材育成が可能になると考えられます。

(3)地域における人材育成の充実

- ・今後、経験年数を積み重ねた現任者の中から地域で人材育成を担える人材(二主任相談支援専門員等)を養成していきます。
- それらの人材が各地域の支援体制を充実、強化できるようにしていきます。

21

(4) 循環的な人材養成

- 三重県は、人材育成を「みんなで」 考えるために、「人材育成検討部 会」を官民協働で設置、運営してい ます。
- 地域の協議会から推薦された人材が 活動を通して人材育成に必要な資質 を高めたうえで、それを地域に還元 できるようにしていきます。

4 人材育成ビジョンの目標設定 (令和6年度~令和8年度)

国指導者養成研修への参加

(指導者としての知識、

技術の習得・)

三重県社会福祉

協議会

相器专

、材育成検討部会委員の活動経験を

地域の人材育成にフィードバック

- ・三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョンは、みえ障がい者共生社会づくりプランと連動して、令和6年度から令和8年度の3年間のスパンで実施することとし、定期的に評価、検討を行います。
- あわせてビジョン自体の評価、検討も行い、 適宜バージョンアップさせていきます。

えーパーバイズ、研修企画

ファシリテーションの発揮

OJTによる人材育成。

◎今後の人材育成(R6~R8)

〇令和6年度~8年度

- 研修講師・ファシリテーター向けの研修会等を実施し、全体のファシリテーション能力の向上を図る。
- ・主任相談支援専門員がSVを活用して、地域(市町/圏域)の人材育成を実施可能とする体制を整備する。
- ・当事者支援PJ等、障がい者が主体となり協議する場や、 障害者ピアサポート研修等の意見を各研修の内容に反映させ、 従事者の支援力の向上を図る。

令和5年度 研修会·会議開催実績

資料3-4-①

研修・会議名 ミニー	実施期期	#78 E	修了者數	
市町障害支援区分認定調査員研修	6/13~6/20 9/14~9/21		(6/30(55名)) (9/29(12名))	動画視聴によるオンライン研修
市町村審査会委員研修	6/13~6/20	6月30日	(6/30 (15名))	動画視聴によるオンライン研修
障がい福祉サービス事業所職員等基礎研修	6月2日	6月2日	180名	Zoomによるオンライン開催、修了証書は発行しない

研修・会議名	日数	日报	#7# #
相談支援従事者初任者研修(講義・演習)	7日間	調整 (共通) (共通) (共通) (共通) (共通) (共通) (共通) (共通)	89名
相談支援従事者初任者研修(サービス管理責 任者等コース:共通講義のみ)	2日間	〇講義【日程1】 令和5年6月12日(月)~6月19日(月)/ YouTube配信 〇講義【日程2】 令和5年8月10日(木)~8月17日(木)/ YouTube配信	合計 297 名 【第1回】114名(6/29) 【第2回】183名(8/31)

研集:金譜名 専門コース別研修(就労)	2日間	日 年 令和6年3月11日、12日	每 (重复
相談支援従事者現任研修	4日間	○講義【A・B日程共通】 令和5年9月2日(土)~9月8日(金) /YouTube配信 【A日程】 演習①:令和5年10月5日(木)/集合 演習②:令和5年12月14日(木)/集合 演習②:令和6年2月28日(水)/集合 【B日程】 演習①:令和5年10月6日(金)/集合 演習②:令和6年2月29日(本)/集合 演習②:令和6年2月29日(木)/集合	第7者数 141名
主任相談支援専門員研修	5日間	○講義・演習 1日目:令和5年 7月13日 (木) 2日目:令和5年 7月14日 (金) 3日目:令和5年 8月29日 (火) 4日目:令和5年 8月30日 (水) 5日目:令和5年 8月31日 (木) 5日日:令和5年 8月31日 (木) ※1日目はZoomによるオンライン研修、2日目以降は集合	9名 (うち1名はR4年度受講申 込)

サービス管理責任者等研修(基礎研修) 2日間 では、計画を表現である。 2日間 ・漁習 A日程 令和5年11月17日(金) B日程 令和5年11月22日(水) C日程 令和5年11月22日(水) C日程 令和5年11月28日(火) C日程 令和5年11月28日(火) C日程 令和5年11月28日(火) C時間、演習各日程 9時~17時30分 C実施場所 A日程 シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢 大日本 ア・カル伊勢 大日本 ア・カール C日程 三重県社会福祉会館 第3ホール C日程 三重県社会福祉会館 講堂	

1	140 70	列移立 五展加度入版		X143-4-6
徐·金藏名 游客·金藏名	88. B R	日程	50000000000000000000000000000000000000	
サービス管理責任者等研修(実践研修)	3日間	○研修日程 ・講義 [各日程共通] ・講義 [各日程共通] ・対1月19日(金) (予定) / YouTube配信 ・演習 ・和6年1月26日(金) ・問程 令和6年1月26日(金) ・日程 令和6年2月1日(木) ・C日程 令和6年2月7日(水) ・○時間 演習各日程 ・フォーアテクノロジー響ホール ・ルサ勢 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	合計:321名(実人数273名) (内訳:サビ管173名、 児発管148名)	
研修・会議名 「特別を持つない。」	日数	***	等了者数	
サービス管理責任者等研修(更新研修)	18	〇研修日程 A日程 令和5年8月18日(金) B日程 令和5年8月22日(火) C日程 令和5年9月6日(米) D日程 令和5年9月19日(火) 〇実施場所 A日程 三重県総合文化センター生産学習様 大研修室 B日程 シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢 大会議室 C日程 四日市市文化会館 第3ホール D日程 三重県社会福祉会館 講堂	合計:396名(実人数:372名) (内訳:サビ管231名(8月18日:56 名、8月22日:58名、9月6日:59 名、 9月19日:58名) 児免管1624(8月18日:41名、8月2 2日:38名、9月6日:43名、9月1 9日:43名) ※両方の修了証書発行者名含む	一部コロナの関係で補譲者あり
1000 2000 2000 全线名 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 10	日散	Falsi >eft 2000000000000000000000000000000000000	*************************************	·
強度行動障害支援者養成研修	2日間	-	基礎研修: 160名 実践研修: 109名	指定事業者による実施のみ
研修·会 建 名	. 1910	- 53889	参据者人数	-
		材育成検討部会		· ·
運営会議	18	3月5日	6名	
研修・会議名 障がい当事者支援プロジェクト	期間 1日	1月17日	参 斯者人 教 9名	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	SE 10	日程 ***	參加者人数	
虐待防止・権利擁護研修(共通講義)	28	共通講義 第1部:令和5年11月6日(月)~11月26日(日)	1 部775名	
虐待防止・権利擁護研修(市町コース)	18	令和6年2月2日(金)	11名	
		【第1部】令和6年1月24日~2月 14日 (YouTube)		1
虐待防止・権利擁護研修(事業所コース)	28	【第2部 【第2部 名 日程:令和6年2月16日 三重県社会福祉会館堂 B 日程:令和6年2月21日 四日市市文化会館	1 部133名 2 部162名	
32 10 日 春 -余蓮名 30 30 30 30 40	E 🕏	1888年第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	#7 #*	
喀痰吸引 3 号研修	4 ⊟	(講義) 令和5年8月14日、8月26日 (試験) 9月20日 (演習) 10月5日 (文地研修(各事業所)	・基本研修、実地研修修了者14名 ・基本研修のみ5名	県社協委託実施分
可能(SEE 19) 研修 /交会 排名	88	日報	在 了看教。	- I
ピアサポート研修(基礎研修)	2日	令和5年12月21日·22日	14名(当事者7名、支援者7名)	
ピアサポート研修(専門研修)	28	令和6年2月21日・22日	14名(当事者7名、支援者7名)	1

令和6年度 研修会·会議開催実績

資料3-4-②

研修・会議名	実施期間	#78	参考者教	
市町障害支援区分認定調査員研修	6/11~6/18 11/20~ 11/29	2024/6/28 2024/12/6	(6/28(47名)) (12/6(8名))	動画視聴によるオンライン研修
市町村審査会委員研修	6/6~6/13 11/20~	2024/6/28	(6/28 (5名))	- 動画視聴によるオンライン研修
	11/29	2024/12/6	(12/6 (3名))	
摩がい福祉サービス事業所職員等基礎研修	6月25日	6月25日	99名	】Ζοοmによるオンライン開催、修了証書は発行しない。 。
原籍、会議名	日数	日鑑	67者数7	
相談支援従事者初任者研修(講義・演習)	7日間	講義【共通】 令和6年5月30日~令和6年6月14日/集合 演習【Aコース】 演習①②:令和6年7月25日~7月26日/集合 演習③:令和6年9月6日/集合 演習④⑤:令和6年10月3日~ 10月4日/集合 ※講義と演習①~⑤合計7日間の受講が必要 (加えて、各市町での実習もあり)	106名	R5年度申込者が1名受講。
相談支援従事者初任者研修(サービス管理責 任者等コース:共通講義のみ)	2日間	講義【共通】 令和6年5月30日~31日(四日市) 令和6年6月4日~5日(伊勢) 令和6年6月11日~12日(松阪) 令和6年6月13日~14日(津)	合計267名 (サビ管:146名、児発 管:121名)	
専門コース別研修(障害児支援)	1日間	日和 令和7年3月11日、14日	各了有数 名	
	89	pin (sylvin)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
相談支援従事者現任研修		議義 [A·B日程共通] 令和6年10月30日 別令和6年10月31日/集合 ②令和6年12月19日/集合 ③令和7年2月27日/集合 ③令和7年2月27日/集合 演習 [B日程] ①令和6年11月12日/集合 ②令和6年12月20日/集合 ③令和7年2月28日/集合	名	
主任相談支援専門員研修		講義及び演習 ①令和6年6月27日 ②令和6年6月28日 ③令和6年8月21日 ④令和6年8月21日 ⑤令和6年8月23日	3名	
研算:::全議名:	88	一个人,但是	医沙 体育有效	
サービス管理責任者等研修(基礎研修)	2日間	〇講義 動画配信期間: 動面6年6月21日~28日 〇演習 A日程:令和6年7月4日 B日程:令和6年7月10日 C日程:令和6年7月19日	合計:224名 (内訳:サビ管111名(7月4日:42 名、10日:30名、19日:39名)、 児発管113名 (7月4日:45名、10 日:41名、19日:27名))	
サービス管理責任者等研修(実践研修)	3日間	【前半】 ○講義 動画配信期間: 令和6年5月31日~6月7日 ○演習:集合 A日程:令和6年6月18日 B日程:令和6年6月25日 【後半】 ○講義 動画配信期間:令和7年1月20日~27日 ○演習:集合 A日程:令和7年2月20日 B日程:令和7年2月20日 B日程:令和7年3月5日	合計:123名 (内訳:【前半】サビ管58名 (18日:29名、25日:29 名)、児発管48名(18日:26 名、25日:22名)※両方の修 了証書発行者17名含む 合計:名 (内訳:【後半】サビ管名(2月20日:名、26日:名、3月5日:名、26日:名、3月5日:名、26日:名、3月5日:名、26日:名、3月5日:名、26日:名、3月5日:名、26日:名、3月5日:名、26日:名、3月5日:名、26日:名、3月5日:名、26日:名、3月5日:名、26日:名、3月5日:名、26日:名、3月5日:名	
研修《会課名》。		日報	蜂了者致	
サービス管理責任者等研修(更新研修)	2日間	A日程 1日目: 令和6年11月12日 2日日: 令和6年11月13日 B日程 1日目: 令和6年11月28日 2日日: 今和6年11月29日	合計:160名(実人数:137名) (内訳:サビ管102名(11月13日:27名、29日:33名、12月11日:42名) 児完管12名(11月13日:6名、29日:2名、11月13日:6名、29日:2名、11月13日:6名、29日:2名、11月1日:4名) ※両方の修了証書発行者23名含む	

令和6年度 研修会・会議開催実績

資料3-4-②

				1
研修·金雕名 強度行動障害支援者養成研修	2日間	—————————————————————————————————————	作了者效 基礎研修:名 実践研修:名	指定事業者による実施のみ
	樹間	大村育成検討部会	多項者人物	
運営会議	_		<u> </u>	
新作 符全建名	期間	B付 B付	多加者人数 半氯化	
障がい当事者支援プロジェクト	18	令和6年12月4日	9名	
研修: 安建名	938	登: 8署	参加者人数	•
虐待防止・椎利擁護研修(共通講義)	2日	共通講義 令和6年9月12日〜27日 (YouTubeによるオンデマンド動画視 聴)	881名	
虐待防止・権利擁護研修(市町コース)	1 🛭	令和6年11月14日	13名	
虐待防止・権利擁護研修(事業所コース)	28	第1部: 令和6年11月14日~29日 /Youtube配信 第2部: 令和6年12月3日(A日程) 令和6年12月16日(8日程) /集合	1 部273名 2 部145名	
开华 ·金凯名	日数	3000 年 2017年 19日 日	學了者數	
喀痰吸引 3 号研修	4 日	○基本研修 (議義) 令和6年8月28日、8月31日 (試験) 9月9日 (演習) 10月3日9:25~11:30 (A日程) 10月3日13:25~15:30 (B日程) ○実地研修(各事業所)	・基本研修、実地研修修了者 名 ・基本研修のみ 名	県社協委託実施分
研修、会議名/登 校/经营经	日数	日基	体 不者数 ——	I
ピアサポート研修(基礎研修)	2日	令和6年8月7日・8日	20名(当事者10名、支援者10名)	
ピアサポート研修(専門研修)	2日	令和6年10月9日・10日	18名(当事者9名、支援者9名)	
ピアサポート研修(フォローアップ研修)	2日	令和7年1月16日·17日	名(当事者 名、支援者 名)	

資料 4

相談支援体制検討会議

令和6年度相談支援体制検討会議 事項書(案)

日時:令和7年3月3日(月)10:00~16:00 場所:津庁舎大会議室(津市桜橋3丁目446-34)

- 1 相談支援体制検討会議(第1部)
 - <障がい福祉課説明>
 - ・趣旨説明、現状と課題の概略
 - ○報酬改定等に伴う制度等の変更点について(各担当)
 - ○意見交換
- 2 相談支援体制検討会議 (第2部)
 - ○基幹相談支援センター体制整備に向けた検討会
- 3 その他
 - ○令和7年度相談支援従事者研修について (研修日程、申込受付・実習への協力について等)

都道府県の取組状況等

都道府県名

. 基本情報

192 力所	22 为所	23 为所	0
指定特定相談支援事業所	指定一般相談支援事業所	委託相談支援事業所	アドバイザーの配置人数 (令和6年4月時点)
1, 716, 617 人	29 市町村	9 ,五所	未実施
人 口 (令和6年4月時点)	市町村数 (令和6年4月時点)	障害保健福祉圏域 (令和6年4月時点)	都道府県相談支援 体制整備事業

■基幹相談支援センターの設置状況

	ヵ所
	56
	禁
	票設置
	米四本
	8年度
	令和
	九所
È	
•	
	4月時
	令和6 年
	宣数(4
	記

■地域生活支援拠点等の整備状況

	力所
	53
	備数
	標整
	废木品
	18年
	令
	力所
	O
7.1	·世
こくろくエーろう	4月時
Ì	令和6年
	莆数 (
	整

■市町村(自立支援)協議会の設置状況

所	
上	
11	
数	
響	
掘	
斯	
*	
極	
件	
8	
展	
V -	
力所	
ヵ所	
56	
Î	
些	
.4 F	
60	
异	
<u> </u>	
数	
则	
195	

資料 5

地域移行課題検討部会

障害者総合支援法に基づく日中活動サービスとグループホームの 同一敷地内等設置に係る取り扱いについて

1 障がい福祉関係6団体に対する意見照会及びいただいた意見等

令和6年9月に別添資料のとおり障がい福祉関係6団体に照会したところ、 1団体から次のとおり意見等がありました。

- ①「敷地を塀等で完全に分離すること」について、安全面により配慮するため、 代替の方法または建物自体が別に分かれているだけでもよいのではないか。
- ②「敷地を塀等で完全に分離すること」は、日中と夜間の折り目切り目を明確にするという目的か。「完全に分離」というのは閉鎖的なイメージも浮かぶ。 具体的にどのようなことか教えてほしい。
- ③「双方への移動時に公道を一度経由すること」について、重度の障がい者には少しの距離や公道に出ることによるリスクもあるのではないか。
- ④「設備、備品を共有しないこと」とあるが、高額なものだとわざわざ両方で 別個に設置運用する不経済もあると思う。空調や給電、給水排水等が効率的 に運用できるならば例外も認めるべきかと思う。条件では両事業の生活に身 近な物品を想定していると思われるが、どのように考えているか教えてほし い。

2 上記意見等を踏まえた改正案

(現行)

日中活動サービス事業所の同一敷地内等には、原則としてグループホームを設置しない。

(改正案) ※下線部分が5月からの変更点

日中活動サービス事業所の同一敷地内でのグループホーム設置については、次に掲げる条件付きで認めることとする。

なお、グループホームの設置場所は条例上、「住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあること」と規定されている。

- ※条件としては以下の項目をすべて満たすこととする。
 - ①<u>日中活動サービスの敷地とグループホームの敷地をフェンス等で明確に分ける</u>とともに、双方への移動時に公道を一度経由すること
 - ②設備、備品を共有しないこと
 - ③併設事業所の利用を強制<u>することがないよう、本人の</u>サービス選択の自由意思が尊重されていること<u>(併設事業所の利用を強制しないことや他の事業所を案内することについて、重要事項説明や契約書に明記されていること)</u>
 - ④地域との交流を行うなど開かれた運営がされていること (令和6年度からグループホームに導入された地域連携推進会議の開催、記録の作成・公表及び見学の実施が行われていること)

令和6年度第2回地域移行課題検討部会

令和6年11月20日 14:00~16:00

三重県津庁舎 大会議室

出席者

委員:北村委員、市川委員、奥西委員、増田委員、杉田委員

事務局:池田、藤谷、山口

議題 |

障害者総合支援法に基づく日中活動サービスとグループホームの同一敷地内等設置に係る取り扱いについて

①質問と回答

- ・「公道」とはどういった道をイメージしているのか
 - →私道は含まず、不特定多数の方が通行できる道を想定している。
- ・敷地の構造上、公道を経るのが難しい場合もあるのではないか
 - →通所事業所は、そもそも公道に接しているはずで、そのような懸念は小さいと考える。
- ・「原則」という形で柔軟に定められないか
 - →昼夜分離という理念のもと、いままで厳格に定めてきた。この時点で「原則」としてしまうと、担当によって判断がぶれる可能性があり、そこまでは緩和することは考えていない。
- ・フェンス等も構造上(視覚的に)明確に分かれていればなくてもいいのではないか。また 植栽等ではダメなのか。
 - →人の行き来が自由にできないようにすることが目的であるから、「構造上、視覚的に分かれている」だけでは足りないが、植栽などで、通常、人の行き来ができない程度のものであれば、「等」に含まれると考えている。
- ・設備の共有についてはどこまで可能なのか
 - →生活に必要なトイレなどの設備はもちろん分ける必要があるが、例えば電気や水道の基 礎工事部分については、共有でもやむを得ないと考えている。
- ・電気料金や水道料金の按分はやめておいた方がいいと思われる。グループホームの利用者 の使用料は、その預かり金から払うため、法人の説明責任が求められる。しかし、電気等の 使用量は日中と夜間で差があり、説明責任を果たせなくなるのではないか。按分ではなく、 メーターを分けるなどの明確化が必要と考える。
- ・ここでいうグループホームは介護型等に限らず、すべての類型か →すべての類型を考えている。

- ・同一敷地に建てる場合は「通過型」に限るなど、より地域移行に積極的になる条項を盛り 込んでみてはどうか。
 - →今回の報酬改定でそういった地域移行が評価されるようになったが、障がいが重度の方 を考えると、要件とするのは難しいと考える。
- ·行こうと思ったら、利用者がコンビニ等、外部とアクセスできることは保障しないといけ ないと思う。
 - →そのアクセスを明確にするために、グループホームが住宅地に近いところに限る旨の規 定を再掲している。あくまで通所施設が交流を図れない地域にある場合は、当然グループ ホームは設置できないというところを明示している。

②意見

・懸念としては囲い込み。塀のない入所施設になることを恐れている。

そこで、せめて計画相談は他の法人を利用するなど、法人以外の方と接する機会の創出を した方がいいのではないか。

経過期間を設けるなり、外部利用を促す(要件とする)規定にできるといいと思う。

・本人が生き方、住む場所を強制されないことが大切。そして地域で生きていることが実感できることが大事になってくる。地域住民との交流などにも焦点を当てていけるといいと思う。グループホームを作ってしまうと、入居で止まってしまうが、その先の地域移行、地域交流というところを意識してもらうことが大切。その意味でも、移動時にリスクを伴っても、公道を経ることは必要かと思われる。

③総括

・委員全員から改正案について賛成をいただいた。

地域移行アセスメントシート

【地域移行に関する本人の意思確認】

意思確認のための合理的配慮チェックリスト

	開かれた質問で聞き取りを行ったか
本人の真意を 探る	本人への情報提供については、支援者の態度・方法・技術によって大きく 異なることを理解し、本人に適した説明を行ったか
	本人に説明してもらい、その理解度を確認したか
意思確認方	できるだけ解りやすい方法、手段にて情報を伝えたか(手話、伝達装置、 絵文字、コミュニケーションカード、スケジュール等含む)
法について	選択肢につき比較のポイントを示したか
情報提供につ	情報提供に関しては、ステップを踏んで確認しながら行ったか
いて	理解する時間を設定するなど、コミュニケーションに十分な時間をかけた か
	予測される副次的出来事(リスクも含む)について伝えたか
意思決定の 結果について	決定の結果についての責任を本人にも伝えたか
	上記説明について、時の経過や状況により意思が変化することを理解し、 意思決定を強いるような態度になっていないか
	本人が安心できる時間、場所、開催方法の検討を行ったか
会議開催に 際して	本人が安心できる支援者・参加者の検討を行ったか
	参加者全員がミーティングの開催趣旨を理解しているか (その確認を行ったか)

※ このシートは、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」および「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の内容を踏まえて作成しています。

地域移行アセスメントシート

【地域移行に関する本人の意思確認】

施設名				利用者名(年齢)			(菱)	
相談支援事業所名				相談支援専門	月員氏名					
地域移行等 意向確認担当者							-		-	•
				•						
日時		令和 4	年 月	日()	AM•P	M 時	分~	時 分	}	
場所(どこ	で)									
立会い] 本人のみ			□立会あ	54			
立会あり(計	生と)	□家族	□施設聯	戦員 □ 市田	∫職員 〔	□その他	()		
地域移行希望研究を										
の本人のこ		·				•			İ	
※発語のない	方であって	も地域移行:	希望確認の	質問に対する原	反応を記入	すること。			_	
					今回紀	基果		前回記	計画時結果	7
意思伝達(確認))方法					×	% 1		-	※ 1
□ (口頭で発す (その他の内容を			ξ <u></u>	ジェスチャー	二筆] その他			
地域移行	したい		地域移行を 	・希望しない 		わからる	ない		-	
Q1·Q	4^		Q2•	Q4^	L	Q3-Q	4^			
※ 地域移行の意向 次の区分に従っ										
		C \1-C0 10		聴取可					<u>. </u>	7
相談支援 専門員の判断	人の意思	地域移行	fをしたい 	今いる施設・ 生活が良		わかられ	ない	聴取 困難	聴取していない	
地域移行可能					□с			ΠE	□F	
地域移行困難			3	1		□ D			l□g	1

A:本人が地域移行の意思を表明、相談支援専門員も地域移行可能と判断

- B:本人が地域移行の意思を表明、相談支援専門員は地域移行困難と判断
- C:本人は地域移行の意思を表明せず、相談支援専門員は地域移行可能と判断
- D:本人は地域移行の意思を表明せず、相談支援専門員は地域移行困難と判断
- E: 聴取困難だが、相談支援専門員は地域生活が可能と判断
- F: 聴取していないが、相談支援専門員は地域生活が可能と判断
- G: 聴取していないが、相談支援専門員は地域生活が困難と判断

□G

≪Q1. 地域移行したい≫ □ 出身地域 □ 施設・病院付近 □ 家族・親戚・友人・知人の居るところ □ その他 □ 出身地域 □ 施設・病院1
(その他の内容を具体的に記入) どこへ □ アパート □ 自宅 □ グループホーム □ 考え中 □ どんな所があるか分からない □その他 どのような (その他の内容を具体的に記入) 家で □友人 □考え中 □その他 □ 1人で □ 家族 (その他の内容を具体的に記入) 誰と (日中活動) □ 一般就労 □ 福祉的就労 □ 生活介護 □ 家で過ごす □ その他 (その他の内容を具体的に記入) こんな暮らし をしたい 日中活動も含めた具体的な希望 ・ 日中活動以外の希望 後退 く後退 いに所 なに所 こや・ いや・ とり退 こり退 とた院 た院 (複数チェック可) □ 食事 □ 排泄 □ 入浴 □ 買い物 本 □ 掃除 □その他家事 人 □ お金の管理 □ 郵便物の管理 ほしいっ 不心 の □ 戸締り □ 緊急時の対応 安配 現 □ 契約に関すること □ その他 なな 在 つ (その他家事の内容・その他の内容を具体的 ر ع ح ここ **ഗ** に記述) ع ع 思 l, 感心 感 じ地 じ不 ・ た と と るよ こい ع ع □ 準備を開始する □まだ準備を開始しない 地域移行予定年月日 地域移行開始 開始しない理由: (令和 年 月 日)

2

□ 地域移行支援を利用しない

) (サポート内容:

□ 地域移行支援を利用する

(指定一般事業所:

制度の活用

≪Q2. 地域移行を希望しない≫ 地域移行を希望しない理由 □ 今のままが良い □ 新しい生活は不安 □ 反対されている □その他 (その他の内容を具体的に記入) 今の 今の生活の 良いところ ま ま が 今の生活で 良 変えたいところ □ 自信がない □ 家事等に困るだろうから □ 戻る家がない □ 一度地域に出たがうまくいかなかった □その他 (その他の内容を具体的に記入) 不安な理由 (複数チェック可) □ 食事 □ お金の管理 □ 洗濯 □ 掃除 □住居 □ 火の始末 □ 戸締り □ 近所付き合い □ 友人 □ 病気など緊急時の対応 □ 家族 □その他 しい生活は不安 □ゴミ出し □ 日中活動 □ 郵便物の管理 (その他の内容を具体的に記入) 生活 心身機能 その他 誰に 反対され 何と言われているか てい 聞いたとき思ったこと

その他

本人の現在の思い	感じること 不安が解消するのか どんなサポートがあれば	感じる では できない できない できない できない できない できない できない できない
(地域移	行の可能性	生)
	トの提案	□ グループホーム体験 □ 買い物体験 □ ピアサポーターとの面談 □ 自立生活体験 □ その他 (その他の内容を具体的に記入)
	いことをるために	
家族への	のサポート	

≪Q3. わからない≫

わからない理由	□ 地域移行のイメージがない
1770 250 214	□ 意思確認ができない
地域移行のイメージがス	こ に い理由
□ 考えたことがない□ ご ご ご ご ご ご ご ご ご ご ご ご ご ご ご ご ご ご ご	用を受けたことがない □ 説明が理解できなかった □ 今の生活しか知らない
情報提供の工夫	
□ グル- □ 自立 ⁴	-プホーム体験 □ 買い物体験 □ ピアサポーターとの面談 E活体験 □ その他
意思形成のため (その他の のサポート	内容を具体的に記入)
支援者への提言	
 意思確認できない理E	
□ ことばを発しない □ ジ	ェスチャーができない □ 筆記ができない □ ニュアンスが分からない
□ その他 (その他の内容を具体的に記。	
意思確認のための合理的 配慮のうちできなかった	「意思確認のための合理的配慮」のうち口が入らなかった部分を具体的にどのようにするか。
に思いうらとさなかった ことについて、今後どう するか(便宜や手段、工夫)	
2 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5	
本人へのエンパワメント	
	□ 後見人の意向を尊重 □ 後見人を含む複数で意思決定を代行する
意思確認が難しい場合 決定の方法	□家族の意向を尊重 □施設の職員の意向を尊重 □その他 (その他の内容を具体的に記入)

≪Q4. 関係者の意見≫ 家族•後見人等 施設•病院職員 市町担当者 誰に聞いたか(関係) 地域移行可能 地域移行が困難 \Box わからない どのような生活を してほしいか どうして地域移行 が困難なのか (本人) どうして地域移行 が困難なのか (環境) どんなサポート があれば地域 移行できるか □ (口頭で発する)ことば □ (口頭で発する)ことば □ (口頭で発する)ことば □手話 □ジェスチャー □ 手話 □ ジェスチャー □ 手話 □ ジェスチャー 本 □筆記 □その他 □筆記 □その他 □ 筆記 □その他 ع 伝達手段 (その他の内容を具体的に記入) (その他の内容を具体的に記入) (その他の内容を具体的に記入) の ⊐ Ξ ュニケー **YESO** 表現方法 ショ NOの 表現方法 好きなこと 本: 喜ぶこと 人 · 0 感受 じけ 方止 め、嫌いなこと

方:嫌がること:

日中サービス支援型共同生活援助

	事業開始日	
基本情報	法人名称	
	事業所名称	
		住居名称: 定員: 人
	住居名称・定員・住居所	住居所在地:
	在地	住居名称: 定員: 人
		住居所在地:
	短期入所定員	定員: 人
	主な障がい種別	身体: 人、知的: 人、精神: 人、難病: 人
	支援区分	区分1: 人、区分2: 人、区分3: 人、区分4: 人
		区分5: 人、区分6: 人
利	年齢	60歳以上: 人、50歳代: 人、40歳代: 人、
用者情		30歳代: 人、10歳から20歳代: 人
情 報	障がい特性等	医療的ケアの必要な者: 人
		強度行動障がいのある者:
		現利用者: 人
	日中の過ごし方	グループホーム内で日中を過ごす利用者: 人
		外部の日中活動サービス等を利用する利用者: 人
		管理者 人(常勤換算 人)
		サービス管理責任者 人(常勤換算 人)
田仙	職員配置	地域移行等意向確認担当者(任意で配置している場合) 人
職員情報		世話人 人(常勤換算 人)
	A STATE OF THE STA	生活支援員 人(常勤換算 人)
	夜間支援体制	夜間支援従事者 人
	看護師の配置	配置の有無 有・無
	行成がいています。	配置状況詳細()

日中サービス支援型共同生活援助

運営・支援について
(1) <u>事業の目的</u> ・日中サービス支援型共同生活援助事業を実施する目的について
(2) <u>職員体制</u> ・職員の勤務(所定労働時間、残業時間等を含む)の体制について(別紙様式3 ※出勤表等添付でも可)
(3) 利用者に対する支援の実施
・利用者の状態にあわせた支援の工夫(食事の提供・金銭管理等)について ・常時の健康管理(医療機関との連携や服薬管理)について
・利用者からの苦情の解決について・利用者が充実した社会生活が送れるための日中活動サービスや外出・余暇活動等の社会生活上の支援について・利用者の体調変化など緊急時の対応について
日中、土日祝日を含めた常時の支援体制について(日中をグループホーム内で過ごす利用者に対して、どのような支援を行っているか)
(4) <u>短期入所</u> - 短期入所事業の果たす役割(地域で生活する障がい者の緊急一時的な支援等に対応しているか等)について - 利用した障がい者の障がい種別、利用者数、利用理由について

施設等からの地域移行の促進(体験利用等)について 地域での生活を継続するための支援について 6) 地域との交流の機会の確保(地域連携推進会議は除く) 利用者が地域において、家庭的な環境下での生活及び地域住民との交流を図る取組について 利用者とその家族との交流等の機会の確保について	,
6) <u>地域との交流の機会の確保(地域連携推進会議は除く)</u>利用者が地域において、家庭的な環境下での生活及び地域住民との交流を図る取組について	,
利用者が地域において、家庭的な環境下での生活及び地域住民との交流を図る取組について	,
利用者が地域において、家庭的な環境下での生活及び地域住民との交流を図る取組について	,
利用者が地域において、家庭的な環境下での生活及び地域住民との交流を図る取組について	,
利用者が地域において、家庭的な環境下での生活及び地域住民との交流を図る取組について	
利用者が地域において、家庭的な環境下での生活及び地域住民との交流を図る取組について	
利用者が地域において、家庭的な環境下での生活及び地域住民との交流を図る取組について	
利用者が地域において、家庭的な環境下での生活及び地域住民との交流を図る取組について	
利用者とその家族との交流等の機会の確保について	
and a basic life life and a Balladian and a superior and a superio	
7)地域連携推進会議等について	
出席者の選定について 施設見学会の実施について	
	•
会議で出た意見等について 	
3) 利用者の権利擁護	
5) <u>利用負の権利難</u> 虐待防止対策、虐待発生時の対応について	
利用者の意思決定支援(外部情報の収集機会等)の取組について	
利用者が主体的に活動するための取組について	

(9) 利用者支援の質の確保	
・各種研修等への参加の機会の確保について・災害時における利用者の安全確保についての取組について	
・ 火音時における利用者の女主権所についての状態について	
(10) <u>計画相談支援</u>	士业でしの注册について
・利用者に対するモニタリングが適切に実施されるための、別法人等の相談支援・サービス等利用計画と個別支援計画の作成時の連携について	事 業所との 連携について
・ 9 「ころ守利用品 四に個別又版 日 四の 下 成時の 産 活に ラッ・	
	·
•	
(11) 課題や目標等	
・以上を踏まえた次期の課題や目標等について	

日中サービス支援型共同生活援助 勤務体制表 (住居名:)

[年 月分	·J	※直近の	勤務	体制を	記入し	てくだ	さい【衤	引用者:	数:	名	3、必要	栗職員	数:	名
日	従業者	職種	勤務形態	0:00	2:00	4:00	6:00	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00	20:00	22:00
	Α														
1	В														
'	С														
	D														
	Α												I		
2	В											-			
۷ :	С														
	D														
	Α														
3	В														
၂ ၁	С														
	D														
	Α						,								
4	В														
4	С														
	D														
	Α														
5	В														
D	С														
	D														
,	Α														
6	В														
ľ	С		ļ. <u> </u>												
	D						<u> </u>								
	Α														
7	В														
	С														
	D														1
	Α														
8	В														
	С														
	D														
	Α														
9	В														
١	С														
	D														
	Α														
10	В														
10	С														
	D														

日	従業者	職種	勤務形態	0:00	2:00	4:00	6:00	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00	20:00	22:00
	Α	-													
	В														
11	С														
	D														
	Α														
1	В														
12	С		<u>-</u>												
	D								-			-			
	Α		Α, .												
	В			,											
13	С														
•	D														
	A														
	В														
14	С														
	D														
	Α														
	В										-	 			
15	С					-									
	D														_
	A		<u>:</u>		1	 									
16	В					<u> </u>								<u> </u>	
	С									ļ	-	-			
	D		· · · · · · ·												
	Α														
	В														
17	С							<u> </u>			ļ <u>.</u>				
	D														
	Α												 		
	В	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·													
18	C														
	D														
	Α														<u> </u>
	В											<u> </u>			
19	С		1		İ	1						Ì			
	D				 										
	Α														
امما	. В													,	
20	С														
	D														
	Α														
0.1	В														
21	С													1.	
	D														

日	 従業者	職種	勤務形態	0:00	2:00	4:00	6:00	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00	20:00	22:00
	Α														
,,	. В													-	
22	С														
	D				-										
	Α														
	В														
23	С														
	D														
	Α														
	В														
24	С														
	D	·													
	Α														
25	В														
25	С														
	D														
	Α											,			
26	В														
20	O			レ											
	D		·												
	Α														
27	В														
[С														
	D														
	Α														
28	В														
20	С														
	D														
	Α														
29	В														
	С														
	D .			•											
	A				-										
30	В														
	С														
	D						, 								ļ
	Α														ļ
31	В														ļ
-	С														
	D														

[※] 住居ごとに記入してください。

[※] 行が足りない場合は適宜追加してください。

[※] 複数の職種を兼務する場合は、行を追加し、職種ごとに勤務時間を記入してください。

障害者支援施設における地域終行を推進するための取組

障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

運営基準の見直し(地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認)

- すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じた サービス利用になるようにしなければならないことを規定。 0
- また、以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。 ①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること 0
- ②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

地域移行等意向確認体制未整備減算5単位,

基本報酬の見直し

(2)

利用定員の変更をしやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。 0

[現行]

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上 60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149单位
61人以上 80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位

[見直し後]

*********					.*	*********
区分2以下	174単位	150単位	147単位	137単位	133単位	129単位
区分3	239単位	189単位	185単位	166単位	163単位	150単位
区分4	316単位	240単位	235単位	202単位	198単位	181単位
区分5	392単位	303単位	297単位	252単位	247単位	225単位
9 任国		362単位	355単位	301単位	295単位	273単位
利用定員	40人以下	41人以上 50人以下	51人以上 60人以下	61人以上 70人以下	71人以上 80人以下	31人以上

③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。 0

【新設】地域移行促進加算(II) 60単位/日

前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らし た実績を評価する加算を創設。 0

9単位/日 例:利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 【新設】地域移行支援体制加算 送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。 0

呂宅介護等

グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

* 入居中2回、退居後1回を限度 200単位/回 自立生活支援加算 ① * 6ヶ月。 個別支援計画を見直した上で支援を実施。 介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。 1,000単位/月 自立生活支援加算(I) (新設) [見直し後]

* 入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象 200単位/回 自立生活支援加算(II)

(現行)

Ж

*移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。 80単位/日 自立生活支援加算(皿)

加算の対象外。 事業所や支援者の都合による場合等については、 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、 (新設)

*自立支援加算(皿)に加算 100単位/月 ピアサポート実施加算 [新設] [新設]

500単位/回 (月1回を限度) 自立支援加算(皿)として一括して評価 35単位/月、地域居住支援体制強化推進加算 *移行支援住居の入居者については、 居住支援連携体制加算

*自立支援加算(I)に加算

②グループホーム退居後における支援の評価

自立支援加算(1)又は(四)を算定した者が対象。 *退居後3ヶ月 2,000単位/月 (新設) 退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費

退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算 *退居後共同生活援助サービス費、 100単位/月 退居後ピアサポート実施加算 [新設]

对腦 用者に対する グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利



生活支援

グループホームを利用していく中で、 新たな生活の希望が出てきた場合 期間の定めはない)



個別支援計画を見直し た上で、希望する生活

本人の希望する生活や意思について共有

居後共同生活援助サービス費 期間、関係性のあるグループホー 新しい暮らしに馴染むため、 ムの職員が訪問により支援 (3か月) 人庫らし等

自立支援加算(I)

对腦

居後の

退)

確保や退居後の生活に向けた 希望する生活を目指す住居の 同じ目的を持った仲間と共に に向けて住居の確保等 の支援を受ける(6か月) 支援を受ける(3年間) 大뜖

1/9

利用者に対す

10

p 别

を参

人暮らし等

ループホーム入居前から一

7

人而引

移行支援住居の定員は

2人以上7人以下。

固別支援計画等の作成

アループボーク

自立支援加算(皿)

ピアサポート **実施加算** 退居後





















グドープ

*サービス管理責任者は、ソーシャルワークの専門職(社会福祉士や精神保健福祉士)を常勤専従で7:1以上で配置。 グループワークによる支援等を評価する。 日中からの同行支援や会議体への参加等の居住の確保に関する支援、 連携·報告

パンサポート

実施加算

協議会等との 居住支援法人

生活や意思について共有

用前に本人の希望する

個別支援会議等

共同生活援助における支援の質の確保(地域との重集

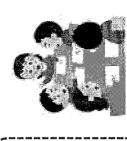
- 障害者部会報告書において、
- 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されない といった支援の質の低下が懸念される。
 - 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に 一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした 仕組みを導入することが有効と考えられる。 入れることが、事業運営の透明性を高め、

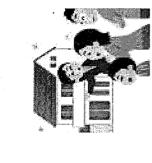
との指摘があった。

(又は第三者による 運営基準において、各事業所に<u>地域連携推進会議を設置</u>して、地域の関係者を含む外部の目 (施設入所支援も同様) を定期的に入れる取組を義務づける。 これを踏まえ、 0

《地域との連携等【新設】》

- 共同生活援助について知見を有する者 並びに市町村の担当者等により構成される<u>地域連携推進会議を開催</u>し、おおむね 助言等を聴く機会 1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、 利用者及びその家族、地域住民の代表者、 を設けなければならない。 Θ
 - 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する 機会を設けなければならない。 (\sim)
 - ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。 (m)
- 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として 都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。 **※**
- 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。 Ж
- 令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。 上記規定は、 \times





精神障がい者地域移行・地域定着推進連絡会

精神障がい者地域移行・地域定着推進連絡会(報告)

1 開催状況

<u>(1) 令和6年度第1回</u>

日時:令和6年12月13日(金)9:30~12:00

場所:三重県勤労者福祉会館第3教室(対面形式により開催)

【委員構成】

障がい者総合相談支援センターそういん 中村 弘樹 障がい者相談支援センターソシオ 中島 千恵 ジェイエイみえ会 森 徹雄 津市基幹障がい者相談支援センター 堀山 由実 島 ゆう子 *(欠席)* 相談支援事業所こだま 志摩市障がい者相談支援センターこだま 松村 裕子 (欠席) 伊賀市障がい者相談支援センター 溝端 輝広 紀北地域障がい者総合相談支援センター結 東地 正幸 紀南圏域障がい者総合相談支援センターあしすと 大田 悠也 (欠席) 田中宏幸社会福祉士事務所 田中 宏幸 (欠席)

【内容】

- ア 県における精神保健福祉施策の現状と今後について、健康推進課から報告し共有しました。
 - ・県の精神障がい者の状況
 - (自立支援医療受給者数、手帳交付者数、精神科病院入院患者者数など)
 - ・第8期三重県医療計画

(取組方向、目標、取組内容ついてなど)

- ・三重県における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム (三重県障がい福祉施策の推進体制、圏域別自立支援協議会の位置づけなど)
- ・居住支援について

(住宅セーフティネット法改正等の概要、フォーラムの案内など)

- ・入院者訪問支援事業について
- (こころの健康センターより説明。事業の概要など)
- イ 各障害福祉圏域における取組状況について、各委員から報告いただき ・課題等の共有や情報交換を行いました。

<主な意見>

- ○精神障がい者の地域移行を進めるにあたって、ピアサポーターの養成 や活動は重要。圏域を超えた交流を行うことがよいと思う。
- ○ピアサポーターの活動の場をどう作っていくかを考える必要がある。
- ○圏域の協議の場に、地域の不動産業者にも参加してもらう機会を作り、 地域での居住についてどんな課題があるか考えていこうとしていると ころ。
- ○小さい圏域の強みとしては、関係機関とのケースの共有など相談が、迅速にできること、ささいなことでも相談ができるようなところにあると思う。
- ○近所の方や学校などに、心のバリアフリーの啓発もしていきたい。
- ○各圏域における課題等の本会への共有状況についての情報共有
- ・課題の内容について把握し、共有している。
- ・会議の数が多すぎると業務が回らなかったり、人の確保が難しかったり、 部会を集約する形になってきている。横の連携も難しいのが現状。
- ・本会の下にいろいろな部会があって、その中に精神がある。精神は、疾患と障害を抱えており、医療面の視点が強いことから、福祉サービスや他の部分との連携をどう取っていくか難しい。
- 協議会のエンジンになるところの機能や構成をどうするのかが非常に大事かと思う。
- ・圏域の専門部会を事務局が運営開催しており、毎回フィードバックをして、協議会から出た意見というのを、各部会のメンバーにも周知している。

など

障がい者差別解消に係る取組状況について

1 現状

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」(以下「条例」という。平成31年4月1日に全面施行)に基づき、障がい者に対する理解や社会的障壁の除去の重要性などについて、県民や事業者への普及啓発を進めるとともに、障がい者やその家族等からの相談に応じる専門相談員の配置や、解決が困難な相談事案についての知事への助言・あっせんの申立て制度など、相談および紛争解決のための体制整備を図っています。

※令和5年度:相談案件 71件(別紙1参照)

また、関係機関のネットワークである三重県障がい者差別解消支援協議会を設置・運営し、相談事例等について情報共有を図るなど、関係機関と連携して障がい者差別解消のための取組を進めるとともに、市町における障がい者差別解消支援協議会の設置を推進しています。

令和 6 年 4 月に「障害者差別解消法」が一部改正され、事業者による合理的配慮の提供が義務化となり、法改正に関して事業者や県民の方への普及啓発に取り組んでいます。

2 今後の対応

(1)相談体制

条例に規定する障がいを理由とする差別に関する相談(障がいを理由とする不当な差別的取扱い、合理的な配慮の不提供)に応じるため、子ども・福祉部障がい福祉課に「障がい者差別解消専門相談員」を1名配置し、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの相談に対応しています。

専門相談員は、市町その他の関係行政機関と連携して、必要な助言、関係者間の調整を行うとともに、法に基づいて市町が応じた障がいを理由とする差別に関する相談を支援するための助言にもあたります。

今後も、引き続き、障がい者やその家族等からの相談に応じるとともに、市町等 への支援に取り組みます。

(2)紛争解決を図るための体制

条例では、相談を経ても解決が難しい差別事案について、助言・あっせんの申立てがあった場合、知事は、必要に応じて第三者機関に諮問し、助言・あっせんを行うこととしており、諮問を受ける第三者機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置しています。

今後、助言・あっせんの申立てがあった場合には、必要に応じて三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴きながら適切に対応します。

(3)相談事例の検証

条例では、差別事案に関する相談事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組を推進するため、差別事案の処理状況の検証を実施することとなっていることから、三重県障がい者差別解消支援協議会において、合理的な配慮の好事例等について情報共有や事例検証を行うなど、関係機関と連携して障がい者差別の解消に向けた取組を進めています。

また、条例においては、相談事例の検証が、障がい当事者や県民の参加を含めた多角的な視点で検証されることが望ましいとされていることから、県民の方が参加するセミナーや、相談員の研修会などの場においても検証に取り組んでいます。

今後も、相談事例や合理的な配慮の好事例などについて、三重県障がい者差別 解消支援協議会及び広く県民の方が参加される場において情報共有、事例検証を 行うなど、社会的障壁の除去を促進する取組を進めます。

(4)市町における障がい者差別解消支援地域協議会の設置

障害者差別解消法においては、障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障がい者差別解消支援地域協議会を組織することができる、とされているところですが、令和6年4月1日現在、市町において設置されているのは23か所(別紙2参照)となっています。

県としましては、障がいを理由とする差別の解消促進のため、市町における障がい者差別解消支援地域協議会の設置を推進しており、引き続き、市町に対し設置を促します。

(5)条例等の普及啓発の取組

条例や法の趣旨等については、「こころのバリアフリー推進イベント」の開催などにより、さまざまな機会をとらえて普及啓発を行っています。

また、障害者差別解消法の一部改正による事業者における合理的配慮の提供の 義務化について、令和 5 年 5 月から、子ども・福祉部障がい福祉課に「障がい者差 別解消啓発推進員」1 名を配置し、事業者(スーパーやドラッグストアなど小売店や ホテルなど宿泊業や飲食店などサービス業、不動産業など)を対象としたアウトリ ーチによる周知、啓発を実施しており、今後も継続していきます。

※令和 5 年度:訪問件数 173 件 令和 6 年度:90 件(令和 6 年 12 月現在)

令和5年度(R5年4月1日~R6年3月31日)相談件数

		4
		•
_	•	
_	-	4

	-				
	R5年度 計	17	Е	2	9/
	その他	09	0	0	20
雇用の	分野に関するもの	8	0	0	8
	環境の 整備	_	0	0	
事業者	合理的な配慮	8	0	0	8
	不当な 差別的 取扱い	2	0	0	2
놴	環境の整備	1	0	1	2
行政機関等	合理的な配慮	-	1	,	3
	不当な 差別的 取扱い	0	7	0	2
相談内容	の親空受付機関	県障がい福祉課	県教育委員会	県警察本部	棏

[中町]

	R5年度 計	i	28
	その布		4
	雇用の分野に関	するもの	-
	環境の	整備	0
事業者	合理的	な配慮	4
	十二次に対する	を別的取扱い	5
	環境の整備	教育 委員会	0
	環境	一般行政	0
行政機関等	合理的な配慮	教育委員会	15
	合理	一般的	2
	不当な差別的 取扱い	教育 委員会	0
	不当な差 取扱(一般行政	0
相談内容の類型		受付機関	中町

【障がい者団体】

ひて午雨	大	5	0	14	2	4	2	27
`								
の田豊	・ 分野に関 するもの	-	0	0	0	0	0	_
	環境の 整備	0.	0	4	0	0	0	4
事業者	合理的 な配慮	-	0	3	2	.		8
	不当な 差別的 取扱い	0	0	2	0	2	-	5
	環境の 整備	-	0	0	0	0	0	1
行政機関等	合理的な配慮	. —	0	1	0	0	0	2
	不当な 差別的 取扱い	-	0	7	0	l	0	9
相談内容	受付団体	三重県障害者団体連合 会	三重県知的障害者育成 会	三重県精神保健福祉会	三重県視覚障害者協会	三重県聴覚障害者協会	三重難病連	挂

別紙2

市町における職員対応要領の策定、相談窓口、地域協議会の設置状況

- ① 職員対応要領……全市町策定済み
- ② 相談窓口の設置…全市町設置済み
- ③ 地域協議会の設置状況

		H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
		4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1
		現在	現在	現在	現在	現在	現在	現在	現在
	設置済	10	16	17	21	23	23	23	23
地域協議	設置予定	8	2	1	0	0	0	0	1
会の設置	未定	11	11	11	8	6	6	6	5
	予定なし	0	0	0	0	0	0	0	0

【設置済み】23 市町

津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曽岬町、東員町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、南伊勢朝、御浜町、紀宝町

【設置予定】1市町 尾鷲市

【設置未定】5市町

菰野町、朝日町、川越町、大紀町、紀北町

障がい者差別解消に関する普及啓発関係実績

1 研修やイベントによる普及啓発

【令和5年度】

- 〇研修会における普及啓発の実施
 - ・ステップアップ大学「拡大版」(4月)
 - ・初級障がい者スポーツ指導員養成講習会(7月)
 - ·三重県障害者相談員等研修(10月)
 - ・出前トークによる合理的配慮の義務化啓発(1月)
- 〇公正採用選考研修会における講演

三重労働局及び県雇用経済部と連携し、講演を実施(2回/8月) 伊賀市、松阪市にて開催

〇三重大学における講義

教育学部の授業科目「障がい学生支援実践」において講義(ユニバーサルデザインとあわせて1科目)(10月)

〇こころのバリアフリーセミナー(12月)

事業所や県民を対象に、雇用経済部と連携し、「合理的配慮」をテーマにリモートワークの事例紹介や講義及び実際の相談事例をふまえたグループワーク実施。

【令和6年度】

- 〇研修会における普及啓発の実施
 - ・イオン東員における啓発イベントでの、合理的配慮の義務化と事例を講演(6月)
 - ·三重県障害者相談員等研修(10月)
 - ・三重県視覚障害者協会における合理的配慮の義務化啓発(12月)
- 〇公正採用選考研修会における講演
 - 三重労働局及び県雇用経済部と連携し、講演を実施(2回/9月) 鈴鹿市、桑名市にて開催
- 〇三重大学における講義

教育学部の授業科目「障がい学生支援実践」において講義(ユニバーサルデザインとあわせて1科目)(10月)

〇こころのバリアフリーセミナー(12月)

県民を対象に、合理的配慮の義務化と事例について講話

資料 8

障がい者虐待の状況について

,--

法施行後の状況

(調査結果 虐待事例への対応状況等 県・市区町村における障害者 生 都道 凼 令和5年

厚生労働省では、令和5年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に 関する状況について調査を実施しました。このほど、調査結果がまとまりましたので公表し

【調査結果(全体像)】

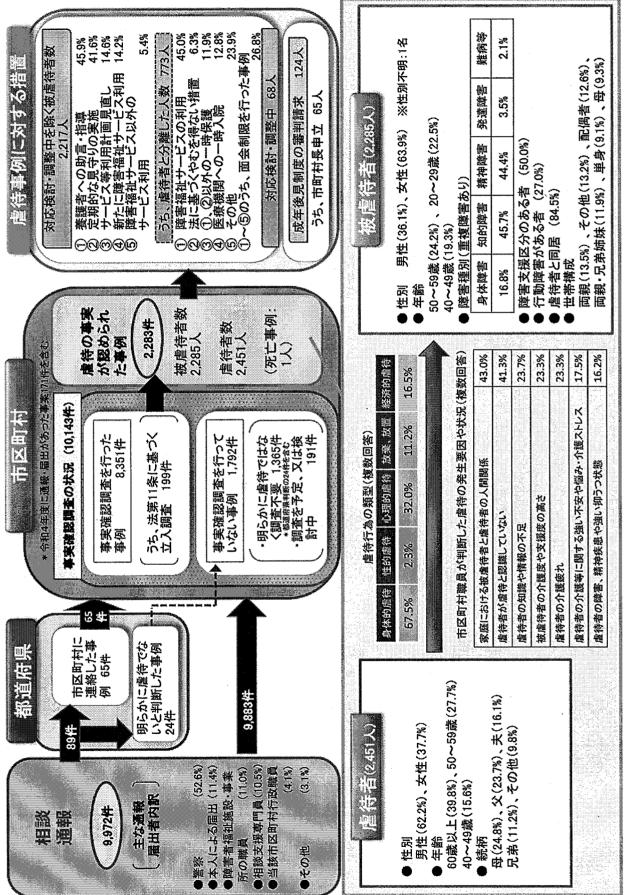
(参考) 使用者による障害者虐待 (都道府県労働局の対応)	1,512事業所 (1,230件)	447件 (430件)	761件 (656件)
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	5,618件 (4,104件)	1,194件 (956件)	2,356人 (1,352人)
養護者による障害者虐待	9,972件 (8,650件)	2,283件 (2,123件)	2,285人 (2,130人)
	市区町村等への 相談・通報件数	市区町村等による 虐待判断件数	被虐待者数

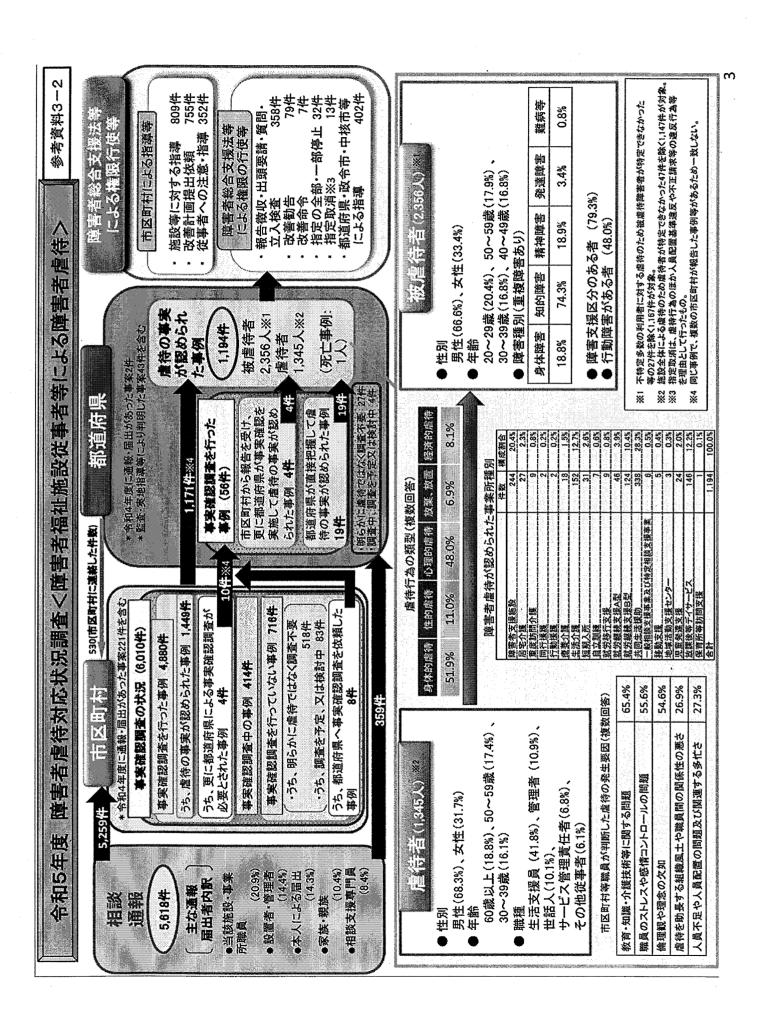
(注1)上記は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。

カッコ内については、前回調査(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)のもの。 (注2)都道府県労働局の対応については、令和6年9月4日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。 (「市区町村等への相談・通報件数」は「都道府県労働局へ通報・届出のあった事業所数」、「市区町村等による虐待判断件数」は 「都道府県労働局による虐待が認められた事業所数」と読み替え。)

令和5年度 障害者虐待対応状況調査く養護者による障害者虐待>

参老資料3-1





施設従事者等による障害者 **傽害者虐**待対*応找*況調査

被虐待者の割合

H27 H29 H29 H30 H30 H30 H30 H30 H30 H30 H30 H30 H30	身体障害 16.7% 14.4% 22.2% 22.7% 21.3% 18.2% 16.5% 21.0% 18.8%	知的障害 83.3% 68.6% 71.0% 74.8% 78.7% 71.6% 72.9% 72.9% 72.6%	精神障害 8.8% 11.8% 16.7% 13.5% 11.7% 19.4% 15.3% 15.3% 15.8%	発達障害 2.3% 3.6% 5.1% 4.2% 3.7% 5.7% 6.1% 3.4%
知的障害精神障害83.3%8.8%68.6%11.8%71.0%16.7%74.8%13.5%78.7%11.7%71.6%19.4%72.9%15.3%72.6%15.8%74.3%18.9%	8.8% 11.8% 16.7% 13.5% 19.4% 15.3% 15.3% 18.9%		統庫障害 2.3% 3.6% 5.1% 4.2% 3.7% 5.7% 6.1% 6.1% 3.4%	

行動障害のある者の割合

21.3%25.7%8.8% 21.2%29.3%32.3% 30.6% 6.36.2% 33.5% 37.5% 8.15% 18.10% 18

発生要因の割合

R05

H28 H29 H30 R01 R02 R03 R04

H26 H27

H25

H24

━━━ 障害者支援施設(「のぞみの園」を含む)

居宅介護重度訪問介護

療養介護

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因 H30 R1 R2	H30	R1	R2	R3 R4	R4	R5
教育・知識・介護技術等に関する問題	73.1% 59.8% 71.0% 64.5% 73.6% 65.49	8.65	71.0%	64.5%	73.6%	65.4
職員のストレスや感情コントロールの問題 57.0% 55.3% 56.8% 54.8% 57.2% 55.6%	57.0%	55.3%	56.8%	54.8%	57.2%	55.6
倫理観や理念の久如	52.8% 53.6% 56.1% 50.0% 58.1% 54.69	53.6%	56.1%	%0'09	58.1%	54.6
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ 22.6% 16.2% 22.6% 22.0% 31.8% 26.9%	22.6%	16.2%	%9'72	22.0%	31.8%	26.9
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ 20.4% 24.2% 24.2% 24.7% 31.4% 27.3%	20.4%	24.2%	24.2%	24.7%	31.4%	27.3

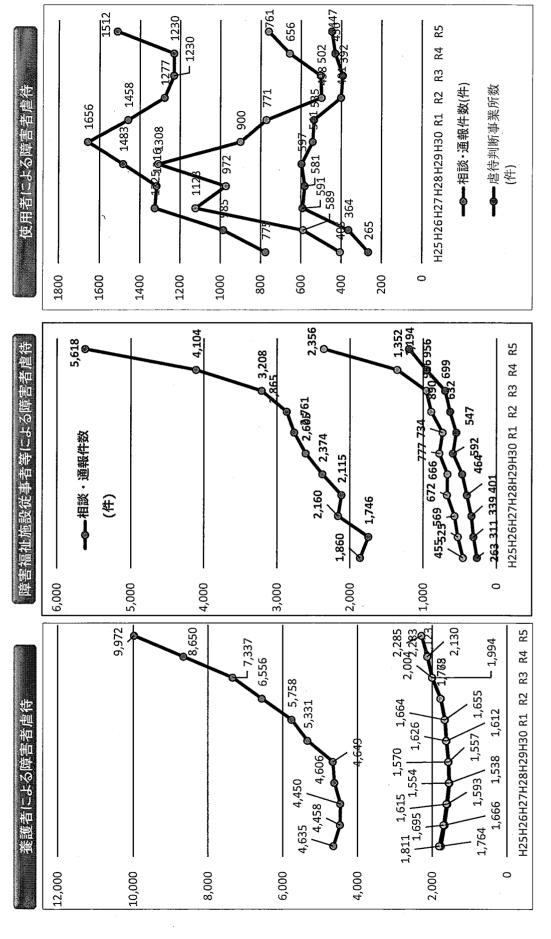
8 8 8 8 8 4

33:8	244	152	

共同生活援助 放課後等デイサービス

──就労継続支援A型 ★──就労継続支援B型

障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)経年比較



注:平成24年度のデータは下半期のみのデータであり、経年比較としては平成25年度から令和2年度の8ヶ年分が対象。

※使用者による虐待は都道府県別の集計はありません。

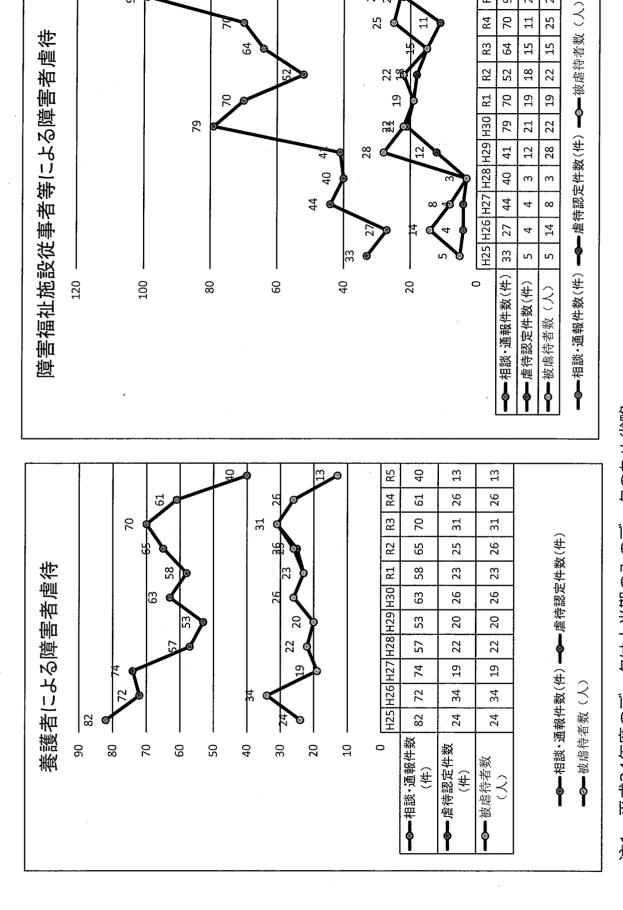
令和5年度三重県における障害者虐待の状況について

【令和5年度 障害者対応状況調査より】

1 相談•通	重報·受付	l等件数及0	相談・通報・受付等件数及び虐待認定件数	単位:件
			相談•通報•受付等件数	虐待認定 件数
		R5	40	13
来 基 基	•	R4	61	26
河河		R3	70	31
		R2	65	25
		RS	66	22
+	# #	R4	70	-
施贾休	施設伙事有寺	R3	64	15
		R2	52	18
		RS	139	35
		R4	131	37
		R3	134	94
		R2	117	43

(調査結果)の経年比較 三重県における障害者虐待事例への対応状況等

66



R 2 0

25

R5 66 22 23

R4 2 25

注1:平成24年度のデータは上半期のみのデータのため省略。 注2:使用者による障害者虐待については、三重労働局が認定しているため省略。

2 養護者による虐待の種別

件	 	16	38	47	41
単位:	Ų □				
	経済的虐待	3	9	3	6
	ネグレクト	3	4		2
	心理的虐待	2	7	16	14
	性的虐待	0	2	0	0
	身体的虐待	80	19	21	19
-		R5	R4	R3	R2

※数字については、重複あり

3 養護者における虐待で虐待を受けた人の障がい種別

•	身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	難病等	和
R5 R4	4	7	e e		0	14 S
R3	8	16		0	2	
R2	7	16	4	0	+-1	28

※数字については、重複あり

4 養護者による虐待で虐待を受けた人の性別

	1	m	9		9
\prec	100	13	26	31	26
単位:人	⟨d□				
	¥	5	13	20	19
	眠	8	. 13	11	7
		R5	R4	R3	R2

単位:人

養護者による虐待で虐待を受けた人の年齢

Ŋ

100	13	26	31	26
ŲП				
60歳~	2	4	4	7
50歲~59歲	5	7	7	9
40歲~ 49歲	0	5		m
30歳~ 39歳	2	H	4	Ŋ
20歳~ 29歳	8	<u></u> 6	13	ΓΩ
10歳~	0	0	2	0
	RS	R4	R3	R2

တ

6 施設従事者等による虐待のあった事業所等の種別

神		11	15	18
放課後等デイサービス	2	T	0	C
車	0	0	H	
吊作品	0	0	0	0
井河田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	4	8	4	9
就 法 接 務 B 型	C	4	9	0
就労継続 支援A型	0	T		0
短期入所	₩	H	0	0
生介活護	7	H	, 	7
學 大 記 開 規 相 規	0	0	2	9
	35	44	33	32

7 施設従事者等による虐待で虐待を行った人の職種

		27	18	18	24
単位:人	1111111				
無	<□				
	その他の、職員	Ţ	3	1	3
	保育士	0	0	0	—
	看護職員	2	0	0	0
	指導員	1	0	0	0
	生 海 神 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	14	7	13	10
	サービス管 理責任者・ 児童発達支 援管理責任 者	2	7	0	Π
	認	7	4	4	6
	•	R5	R 4	R3	R2

※虐待を行った職員が複数の場合あり。

8 施設従事者等による虐待の種別

本	111111	30	14	25	23
単位:	√□				
	経済的虐待	Ţ	2	2	0
	ネグレクト	5	4	2	4
	心理的虐待	8	9	10	8
	性的虐待	2	H		2
	身体的虐待	14	H	10	9
		R5	R4	R3	R2

※数字については、重複あり

9 施設従事者等による虐待で虐待を受けた人の障がいの種別

	+	28	27	18	29
\prec	111111				
単位:人	ŲП				-
•	難病等	0	0	0	T
	発達障がい	T	0	0	0
	精神障がい	Ţ	2	4	3
	知的障がい	20	23	10	18
	身体障がい	9	2	4	7
•		RS	R4	R3	R2

※数字については、重複あり

10 施設従事者等による虐待で虐待を受けた人の性別

単位:人

ılıın	23	25	15	22
ŲП				
下思	0	0	0	
¥	9	8	4	∞
黑	17	17	11	13
	35	44	33	22

※被虐待者数が複数の場合あり。

施設従事者等による虐待で虐待を受けた人の年齢

単位:人

 	23	25	15	22
¢п				
60歳~	Ţ	m ·	H	2
50歳~ 59歳	4	C	4	4
40歳~ 49歳	4	9	3	0
30歳~ 39歳	3	7	4	5
20歳~ 29歳	7		C	4
10號~	4		0	9
	RS	R4	R3	R2

※被虐待者数が複数の場合あり。

12 虐待に対して採った措置

単位:件

本心社	22	0 (∞	17
癝	22	T 1	15	18
茄				
報告徴収	22	ન I	15	18
	R5	† ()	K3	R2

※数字については、重複あり

)指導内容

- ・虐待に至った原因の分析
- 知識や技術向上のための研修の受講及び伝達研修の実施 事例検討を含めた内部研修の実施 人権意識、
- 虐待防止委員会の設置等の体制整備と実効性のある運用
- ・虐待防止マニュアルの作成等による**職員への周知徹底**
- 職員が定期的に自己点検するためのチェックリストの作成と実施、
- 管理者による現場の把握や風通しの良い職場づくり
 - ・職員のストレス把握とメンタルヘルスの向上
- 三者の受け入れなど外部の目の活用による予防

精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進 **(19)**

現状-課題

G

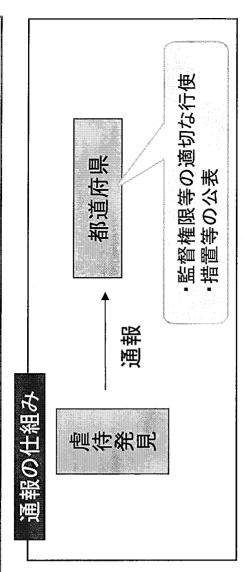
- 精神科病院における虐待防止のための取組を、**管理者のリーダーシップのもと、組織全体で推進**することが必要。 0
- 再発防止に向けた**組織風土**の醸成を推進している。あわせて、虐待が強く疑われる場合は、事前の予告期間なしに実地指導を実施できる 職員等への研修、マニュアルの作成等、精神科病院の虐待防止に向けた取組事例を都道府県等を通じて周知し、虐待防止、早期発見、 とする等、都道府県等の指導監督の強化を図っている。 0

見直し内容

- リーダーシップのもと、組織全体でより一層推進するため、 精神科病院における虐待防止のための取組を、**管理者の** 以下の内容等を規定。 0
- のための措置の実施を、精神科病院の管理者に義務付ける。 従事者への研修や患者への相談体制の整備等の虐待防止等 精神科病院の患者に対する虐待への対応について、 Θ
- 精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる 患者を発見した者に、速やかに都道府県等に通報すること を義務付ける (※)。 (<u>N</u>

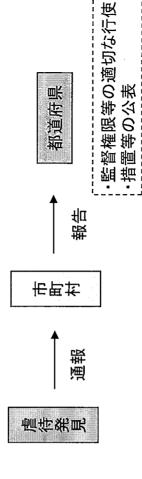
伝えたことを理由として、解雇等の不利益な取扱いを受け あわせて、精神科病院の業務従事者は、都道府県等に ないことを明確化する。

- 都道府県等は、毎年度、精神科病院の業務従事者による **虐待状況等を公表**するものとする。 (m)
- 国は、精神科病院の業務従事者による虐待に係る調査及 び研究を行うものとする。 4



X

障害者福祉施設等では、障害者虐待についての市町村への通報の仕組みが、障害者虐待防止法に規定。 虐待の深刻化を防ぎ、より軽微な段階で通報しやすい組織風土の醸成等を図り、 障害者の権利利益の擁護に資する仕組みとして位置付けられている。



9

135